議会運営委員会

令和５年２月１７日（金曜日）午前１０時００分開会

出席委員（８名）

委員長	齊藤誠之	副委員長	星　宏子
委員	山形紀弘	委員	中里康寛
委員	森本彰伸	委員	鈴木伸彦
委員	小島耕一	委員	大野恭男

欠席委員（なし）

オブザーバー（２名）

議長	松田寛人	副議長	相馬　剛

説明のための出席者

市長	渡辺美知太郎	副市長	渡邉和明
副市長	亀井　雄	総務部長	小出浩美
総務課長	平出克巳	総務課長補佐	菊地直路
行政係長	渡辺英俊		

出席議会事務局職員

事務局長	増田健造	議事課長	相馬和男
議事課長補佐 兼庶務係長	印南恵子	議事調査係長	長岡栄治
主査	飯泉祐司	主任	伊藤奨理

議事日程

１．開　会

２．挨　拶

・委員長

・議　長

・市　長

３．協議事項

⑴令和５年３月那須塩原市議会定例会議について

①提出案件について

○市長提出案件……５５件

・同意案件　５件

・補正予算案件　８件

・当初予算案件　９件

・条例の制定案件　４件

・条例の一部改正案件　１１件

・条例の廃止案件　１件

・計画案件　１３件

・指定管理者の指定案件　1件

・一部事務組合との協議案件　１件

・報告案件　２件

（即決案件）　件

（追加案件）　件

○議会提出案件　件

（即決案件）　件

（追加案件）　件

②議案に対する質疑・討論について

③会派代表質問（通告会派４会派）について

④市政一般質問（通告者１５人）について

③会期日程ついて

○会期日程は２月２４日（金）から　　月　　日（　）までの　　日間

○日程（別紙案）

⑵３月定例会議の対応について

○別紙資料参照

⑶請願・陳情等の取扱いについて

○新規に受理した請願・陳情等……４件（別紙請願・陳情文書表）

⑷事務事業評価について

⑸議員定数の見直し条例について

⑹議選監査委員のあり方報告について

⑺次年度の取組実行計画について

⑻議会基本条例の見直しについて

⑼議会議員政治倫理条例等の一部改正について

⑽事務執行の適正な運用を求める決議について

○別紙資料参照

⑾その他

次回開催

議会運営委員会　３月　　日（　）　　時から　　議員控室

４．閉　会

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○齊藤委員長　皆さん、おはようございます。

本日は議会運営委員会のほうにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎委員長挨拶

○齊藤委員長　市長、任期４年目で、５年目になるかどうかということで、来年度のしっかりと方向性を決めた大切な３月の定例会議の運営となります。

我々のチームも、この定例会でいけば最後の議会運営委員会になりますので、思い出に残るのか、残らないのか、その辺も含めましてしっかりと議論していただきまして、議案の取扱いのほう、しっかりと審議していただきたいと思っております。

また、今回、ちょっと説明がすごく難しくて、追加案件の話が出てまいりますので、その辺、よく分からなかったら、しっかり質疑をしていただいて、御判断いただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思っております。

世界の話を１つだけ、トルコのほうの地震で、もう４万人以上ということで、東日本大震災の悲惨さの数字をあっという間に超えてしまったということで、国の安全性というところは、確かに日本って勤勉な国だなというふうに思いました。本当にクラッシュの中でありましたけれども、あっという間に崩れてしまって、地震の規模も、多分こちらよりも目方が大きかったのかなということで、災害に対しての意識というのは、これからみんなやっぱり覚えておかなきゃいけないのかな。逃げる暇がないぐらい揺れだったみたいだったんで、本当に亡くなった方には御冥福をお祈りして、復興という言葉までは程遠いんですけれども、我々も何かできることあればいいかなとも思いました。ちょっと余談ですみませんでした。

それでは、多少時間が今回かかっていきますので、皆さんのほうには慎重審議よろしくお願いいたします。

また、先ほど説明いたしましたが、今回、通し番号を使って総務部長のほうで説明を申し上げますので、議案番号とは違った言い方になっているときに、勘違いしないようにしていただきたいと思います。

挨拶は以上とさせていただきます。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎議長挨拶

○齊藤委員長　じゃ、続きまして議長から挨拶をいただきます。

○松田議長　皆さん、改めましておはようございます。

３月定例会議ということで、今日議運ということで、皆さんにお集まりいただきました。

朝晩少しまだ寒い状況が続きます。また、今年はまた花粉もすごいということで、花粉症の方、本当、３月議会結構つらいかもしれませんけれども、万全な体制で取り組んでいただければなと思います。

今日の議運ですけれども、お題としてはかなりボリュームがありますので、端的に省くところは省く、分かりやすくするとこは分かりやすくというところでやっていかなければなと思いますので、慎重審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

◇

◎市長挨拶

○齊藤委員長　続きまして、渡辺市長から御挨拶いただきます。

○渡辺市長　ただいま委員長からお話がありまして、私が市長になった最初の議会運営委員会のことを思い出しました。初めての当時は、議会運営委員会ということで、どのぐらい話せばいいのか、何を話せばいいのか、ちょっと考えたことも思い出しました。

本当に４年間お世話になりまして、時にはいろいろ御迷惑をおかけしたりとか、通常ですと、議会運営委員会ですから、議案の中身ではなくて、そのものの議論をさせていただいたわけでございますけれども、大変お世話になりました。

３年ぶりにいろいろと新年会や懇親会などが多々あるのかなというふうに思っておりまして、いよいよマスクの見直し、５類も見直しということが始まっていますが、先日、国際医療福祉大学病院の医学部の皆さんと、毎年懇談をさせていただいているんですけれども、懇談させていただいて、やっぱり医療人からは、ちょっと５類は早いのではないかとか、いや、５類にするべきだ、そういうお話がございました。

やはり５類になるということは、やっぱりこれ、ただの風邪だったというんじゃなくて、やっぱり個々人の判断が非常に重要になってくるのではないか、そういった意見をいただきました。

コロナがなくなったわけではないので、やはり我々もそこはしっかりと個人の判断によるところが大きくなってきて、それをやっぱり市民の皆さんにも伝えて、健康、生命を守っていく必要があるなと改めて思った次第であります。

今回御提案申し上げますのは、人事案件が５件、令和４年度補正予算案件８件、令和５年度当初予算案件９件、条例の制定及び一部改正案件16件、計画案件13件、指定管理者の指定案件１件、事務の委託案件１件、専決処分の報告案件２件の計55件です。

今回提出いたします人事案件の中には、副市長の選任や教育長の任命が含まれています。副市長の任命につきましては、亀井雄副市長が３月31日をもって退任するため、後任として藤田一彦企画部那須塩原駅周辺整備室主幹を選任いたしたく、また教育長の任命については、月井祐二教育長の任期が４月１日をもって満了となることから、再任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

条例の一部改正案件には、過日の議員全員協議会において説明いたしましたが、本来昨年度中に議決を得ておくべきものであった介護保険条例の一部改正案件が含まれております。大変申し訳ありませんでした。

そして、追加予定議案には、御心配をおかけしております那須高林産業団地内の地中障害物への損害賠償の額の決定及び和解がございます。

この後、議案等の概要につきましては総務部長説明いたしますので、御審議いただきますようお願い申し上げまして、私からの挨拶といたします。

○齊藤委員長　ありがとうございました。

◇

◎協議事項

○齊藤委員長　それでは、協議事項に入る前に、今、三本木議員のほうから傍聴の申出がありましたので、委員会条例の第17条の規定に鑑みまして、これを許可いたします。

それでは、３の協議事項に入らさせていただきます。

まず、⑴令和５年３月那須塩原市議会定例会議についてを議題といたします。

市長提出案件について、執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○小出総務部長　令和５年３月那須塩原市議会定例会議に提案を予定しております市長提出案件につきまして御説明申し上げます。

今回提出を予定しております案件は、ただいま市長が申し上げましたとおり、55件となりますので、各案件の取扱いについて御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、今回からお配りしております定例会議付議事件の一覧表を御覧ください。

委員長から御説明いただきましたとおり、左端に番号が振ってございます。説明時間の短縮ということにつながりますので、御理解くださいますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、順次御説明申し上げます。

初めに、番号１、同意第１号　那須塩原市副市長の選任についてでございます。

本案件につきましては、亀井雄副市長が令和５年３月31日をもって退任するため、その後任として藤田一彦企画部那須塩原駅周辺整備室主幹を新たに副市長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、番号２、同意第２号　那須塩原市教育長の任命についてでございます。

本案につきましては、現教育長である月井祐二氏の任期が令和５年４月１日をもって満了となることに伴い、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、番号３、同意第３号　那須塩原市監査委員の選任について。

本案につきましては、監査委員のうち、見識を有する者から選任をしております大場浩一氏が本年３月31日をもって退任するため、その後任として、監査委員に島田淳氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、番号４、同意第４号　那須塩原市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案につきましては、現在、６名を選任しております固定資産評価審査委員のうち、３名の委員が本年３月13日をもって任期満了となることから、現委員である肥田喜弘氏、臼井郁男氏を再任し、退任する委員の後任として印南良夫氏を選任いたしたく、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、番号５、同意第５号　那須塩原市教育委員会員の任命について。

本案につきましては、神島仁誓委員が本年３月23日をもって任期満了となることから、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上５件の人事案件を提出いたします。

番号６の議案第１号以下の案件につきましては、過日の議員全員協議会におきまして説明させていただいておりますので、本日の説明を省略させていただきます。

また、今回から付議事件の一覧をお配りしておりますので、件名の読み上げは省略いたしまして、表の番号と議案の番号のみを申し上げます。

番号６、議案第１号から番号13、議案第８号までの８件、令和４年度補正予算案件を提出いたし

ます。

次に、番号14、議案第９号から番号22、議案第17号までの９件の令和５年度当初予算案件を提出いたします。

次に、番号23、議案第18号から番号38、議案第33号までの16件の条例の制定及び一部改正案件を提出いたします。

次に、番号39、議案第34号から番号51、議案第46号までの13件の計画案件を提出いたします。

次に、番号52、議案47号、指定管理者の指定期間の変更についての１件を提出いたします。

次に、番号53、議案第48号、事務の委託案件を１件提出いたします。

最後に、番号54、報告第１号及び番号55、報告第２号の２件の専決処分について報告いたします。

以上55件の案件につきまして、市議会定例会議への提出を予定しております。

よろしくお願いを申し上げまして、市長提出案件の説明といたします。

○齊藤委員長　コンパクトな説明、ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、質疑はございますか。

山形委員。

○山形委員　同意の第１号、副市長の選任についてということで、亀井副市長が３月31日をもってという説明がありました。

今回、この同意の案件を本議会に上げた経緯と理由をもう一度改めて詳しく教えていただけますか。

○齊藤委員長　総務部長。

○小出総務部長　本議会の理由ということでございますけれども、人事案件は市長の専決事項ということでございまして、４月１日から後任を任命したいというところで、今回出させていただいたということでございます。

○齊藤委員長　山形委員。

○山形委員　市長の人事案件ということで、その後、皆さん御存じのとおり、４月に市長選等があるというふうな中、この同意案件を持ってきたということで、５月の臨時議会でもよかったんではないかなと思ったんで、その辺は検討されたのかどうかお伺いします。

○齊藤委員長　総務部長。

○小出総務部長　申し訳ございません。これは市長の指示事項ということで、検討とかそういうふうなものではく、指示のとおり出させていただいたものでございます。

○齊藤委員長　山形委員。

○山形委員　そうすると、もう最初から５月の臨時会でなく、今回上程するということで、しっかりとこうなったということでよろしいですか。

○齊藤委員長　総務部長。

○小出総務部長　そのとおりでございます。

○山形委員　はい、分かりました。

○齊藤委員長　そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長　ないようですので、即決案件はございますか。

総務部長。

○小出総務部長　すみません、付議事項一覧表を御覧ください。

即決をお願いしたい案件につきましては、上に網かけをしている案件の15件でございます。

番号１、同意第１号から番号５、同意第５号までの５件につきましては、人事案件でありますので、即決としてお願いいたします。

次に、番号６、議案第１号から番号13、議案第８号までの補正予算案件８件につきましては、年度末を控えた各事業費の過不足調整に係る令和４

年度補正予算案件であり、いずれも予算執行の期間を確保したいことから、即決でお願いいたします。

次に、番号第35、議案第30号　那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

過日の議員全員協議会でも御説明申し上げたとおり、本案につきましては、本来昨年度中に改正しておく案件であり、現行の賦課状況と条例とのそごが生じていることから、即決でお願いいたします。

次に、番号41、議案第36号　那須塩原市新庁舎建設計画について、本案につきましては、庁舎建設検討特別委員会において既に御審議いただいていることから、即決でお願いいたします。

以上でございます。

○齊藤委員長　ただいまの即決案件の説明に対し質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長　質疑がないようですので、議会の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明のありました同意第１号から同第５号までの人事案件５件、議案第１号から議案第８号までの補正予算案件８件、議案第30号の条例の一部改正案件１件、議案第36号の計画案件１件の計15件は即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、ただいまの即決案件15件及び報告案件２件を除く38件の議案につきましては、各常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件はございますか。

総務部長。

○小出総務部長　追加議案といたしましては、最大で10件を予定しております。

初めに、番号56、那須塩原市……

〔発言する人あり〕

○小出総務部長　すみません、失礼しました。

追加議案としましては、最大で、すみません、12件を予定しております。

初めに、番号56、那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

さきに専決をお願いしました番号35、議案第30号は令和４年度適用分の改正ですが、本件は令和５年度適用分の改正のため、さきの案件の採決が終了した後に提出したいと考えております。

次に、番号57及び58の損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

本案の２件は、過日の議員全員協議会で御説明申し上げました那須高林産業団地内の地中障害物によるものです。本定例会議の会期中に相手方と仮合意に至った場合には、追加議案として提出したいと考えております。

なお、上程は２月28日頃を予定しております。

次に、番号59、令和４年度那須塩原市一般会計補正予算（第12号）でございます。

本案は、番号57及び58の２件の損害賠償の額の決定及び和解に伴い、必要となる予算を措置するものです。つきましては、番号27及び58の議案とともに追加議案として提出したいと考えております。

次に、番号60、令和４年度那須塩原市一般会計補正予算（第13号）でございます。

本案は、１月24日の強風により破損した黒磯運

動場の武道館の屋根修繕工事に係る予算の繰越明許費を設置するほか、道の駅明治の森・黒磯の再整備に要する経費について、本定例会議の会期中に国庫補助が内定した場合は、予算措置が必要のため、追加議案として提出したいと考えております。

次に、那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

本案は、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の第５類に位置づけられる方針が示されたことに伴い、国民健康保険税減免措置に対する国の財政支援が令和４年度相当分の保険税までで終了することから、税の減免に係る条例の一部を改正するものであります。

次に、那須塩原市介護保険条例の一部改正についてでございます。

本案は、先ほどの国民健康保険税と同様に、介護保険料減免措置に対する国の財政支援が令和４年度相当分の保険料までで終了することから、保険料の減免に係る条例の一部を改正するものであります。

最後に、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）でございます。

専決処分の報告について、本定例会議の会期中で最大で５件の示談の見込みがありますので、市の役務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして、示談が調った場合には、追加議案として提出したいと考えております。

以上12件につきましてお願いいたします。

○齊藤委員長　ただいまの追加案件の説明に対し質疑はございますか。

確認でも構いません、分かりづらかったら。

山形委員。

○山形委員　補正予算で、先ほどこの間の強風で屋根がなってしまった武道館と、先ほど明治の森の話があったと思うんですが、国庫補助が決定というふうなことがその後も言ったんですが、それ、武道館に対しての国庫補助なのか、明治の森に関しての国庫補助なのか、どちらが対象ですか。

○齊藤委員長　総務部長。

○小出総務部長　国庫補助につきましては、明治の森・黒磯のほうでございます。

○齊藤委員長　山形委員。

○山形委員　そうすると、武道館は普通に補正予算ということで、国庫補助ではなく、普通の一般会計補正予算と。

○齊藤委員長　総務部長。

○小出総務部長　そのような扱いでお願いいたします。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　総務部長。

○小出総務部長　追加でお願いします。

予算措置なんですけれども、繰越明許の設定をさせていただきます。

○齊藤委員長　鈴木委員。

○鈴木委員　ちょっと、全体の流れを見ながら考えたんですけれども、議案第６号なんですけれども、この産業観光部の産業団地造成事業特別会計補正予算というのは、全協で説明された額に対する補正予算でいいんですか。

○齊藤委員長　議案第……

〔「６号」と言う人あり〕

○齊藤委員長　戻っちゃった。

〔「いや、ここは終わった……」と言う人あり〕

○鈴木委員　終わっちゃった。

○齊藤委員長　それは終わっちゃって、もう追加の話をしているので、もしそのときはその他かどこかで確認してください。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長　ちょっと進行を副委員長と交替してもよろしいでしょうか。

○星副委員長　はい。

○齊藤委員長　今の山形委員のちょっと関連なんですが、この明治の森を国庫補助が内定したら予算措置したいという、この要は進行度合いですよね。何で当初にじゃ上げなきゃならないのという説明をすれば、年度明けても追加でもいいと思うんですけれども、形にこだわれば、当初にいきたいのに、もしこれ、会期中に補助下りなかったらどうするんですかって思ったんですけれども、その内定がある程度、もう実は９割、10割もうもらえるんだよということで出してあるんであればいいんですけれども、決まったらという仮定形で予算措置を追加ありますよという話になると、手続上遅くなったのか、何かちょっと、もうちょっと経緯を知りたいと思ったんですが、その辺の説明ってできますか。

○星副委員長　総務部長。

○小出総務部長　今回の国庫補助は令和４年度補正予算を見込んでいます。当初予算で国の補助予算は非常に獲得しやすいという傾向があるもんですから、できるだけ国庫補助を活用したいという観点から、今回の補正予算でお願いしたいということでございます。

○星副委員長　委員長。

○齊藤委員長　先の話だから分からないんですけれども、内定の確定、要は採用、不採用というのは、どの辺、要は年度末までには出てくると思うんですけれども、大体見越しているというのは、どのぐらいというのはあるんですか。

○星副委員長　総務部長。

○小出総務部長　一応年度末ということで、３月中には確定は、採択の結論は出るというふうに担当者から聞いております。

○齊藤委員長　採択が出るといことでいいですね。

○小出総務部長　はい。

○齊藤委員長　分かりました。

○星副委員長　いいですか。

○齊藤委員長　はい。

○星副委員長　司会進行を委員長と代わります。

○齊藤委員長　そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長　それでは、質疑がないようですので、追加案件の取扱いについてお諮りいたします。

番号で言いますと56、まず介護保険条例の一部改正案件について、どのように取り扱うべきか御意見を伺います。

中里委員。

○中里委員　所管が保健福祉部ということで、委員会で付託して取扱いをしたいと、それでいいかと思います。

○齊藤委員長　そのほかございますか。御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長　ほかに意見がないようですので、ただいま説明のありました条例の一部改正案件については、常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、番号57、58、損害賠償の額の決定及び和解２件と番号59、令和４年度一般会計補正予算（第12号）について、関連がありますので、併せてどのように取り扱うべきか御意見を伺います。

中里委員。

○中里委員　こちらも産業観光部に関連しておりま

すので、常任委員会に付託して取り扱うべきかと思います。

○齊藤委員長　そのほか御意見ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員　ちょっと和解額の決定及び和解についてというのと、先ほどの補正予算の関係がちょっと理解できなかった。金額が結構大きいので、できたら特別委員会を設置したりして、その中できちんともんでいただけるといいかなと思います。

委員会で決めて、その中で了解で、本会議という形だと思うんですけれども、要は審議をしっかりできる体制を市民の皆さんにも取っていただけるような方向をやっていだけないかなと、この議会でね。考えていただけないかなと思います。

○齊藤委員長　じゃ、今いただいたのは御意見ということで、今お聞きしているのは、基本的に常任委員会の付託にするか、即決にするかということを協議しております。

○鈴木委員　おりますね。

○齊藤委員長　はい。

その中で、全協でも説明あったと思うんですが、額の決定で、支払いが企業様が滞らないように、企業に先に賠償金を支払うという説明があったと思うので、特別委員会等をもし開くんであれば、そういった措置をした後に、検証としてやるしかないのかなとは思っています。僕の考えですけれども。

なので、ここの議運では、そういった関係をちょっと決は採れませんので、改めてこちらはこれで通していただいて、別のところからそういった話はした後に、議会案件として特別委員会の設置をしなければなりませんので、意見として預かるということでよろしいでしょうか。

○鈴木委員　ここで採決する場ではないかもしれない、ちょっとそういうことかもしれないけれども、要はきちんとした審議を進める方法を、この話を基にしてちょっと考えてほしいな。

ここで言わないと、全協の話はあくまで全協の説明なんだけれども、あれは何も議決するわけじゃなくて、聞いただけの話で、あの説明だと、議案として出しますよと具体的にはあのとき述べてなかったと思うんですよね、あの議案資料の中ではね。あの全協の資料では。こういう金額がかかりそうですというところで、その内容の金額の金額も言ってないわけですよ。

今回、ここで言うことがいいかどうか分からないですけれども、即決のところでも、内容は分かりませんけれども、もう補正予算書にも出ていますよということで、即決にしましょうと言ってしまうと、審議ができないんじゃないかなというのがあって、そういったことを含めて、タイミングが悪いのは私も承知していますけれども、もう少しきちんとあのことについては審議をした後に、委員会で判断できるという状況をつくってからのほうがいいかなということだけ申し上げておきたい。ちょっとずれているかもしれないけれども、ここではそのように発言しておきたいと思います。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

あくまで追加案件ですので、今、中里委員のほうからは常任委員会に諮るという意見をいただいておりまして、誰も即決をするとは言っておりません。

このまま常任委員会付託でありますれば、全体の質疑もありますし、建設経済への常任委員会への付託もございますので、その審議を経て、納得がいかなければ、もう一度特別委員会等をやって、その検証をしていくという方法もあると思いますので、御意見としてしっかりと、また、我々も別にこれ、無視をしているわけではございません。重要な案件ですから、今の形のこの提出されてい

る案件としては、この扱いの二択ということで御意見いただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長　大丈夫ですかね。

それでは、ほかに意見がないようですので、ただいま説明のありました損害賠償の額の決定及び和解案件２件は常任委員会に付託及び一般会計補正予算（第12号）については予算常任委員会に付託することで異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、番号60、令和４年度一般会計補正予算（第13号）について、どのように取り扱うべきか御意見を伺います。

中里委員。

○中里委員　こちらは国の補助などが決定次第、改めて議会運営委員会を開きまして、そこで取扱いを決める形のほうがよいかというふうに思います。

○齊藤委員長　そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長　ほかに意見がないようですので、ただいま説明のありました令和４年度一般会計補正予算（第13号）案件については、議案が固まった段階で議会運営委員会を開催し、改めて取扱いを協議することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、番号61、国民健康保険税条例の一部改正について、どのように取り扱うべきか御意見を伺います。

森本委員。

○森本委員　これは即決でよろしいんじゃないかと思います。

○齊藤委員長　そのほか御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長　ほかに意見がないようですので、ただいま説明のありました国民健康保険税条例の一部改正については、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、番号62、介護保険条例の一部改正について、どのように取り扱うべきか御意見を伺います。

森本委員。

○森本委員　こちらも即決でよろしいんではないかなというふうに思います。

○齊藤委員長　そのほか御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長　ほかに意見がないようですので、ただいま説明のありました介護保険条例の一部改正については、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、専決処分の報告案件については、先例のとおり、最終日に報告を受けることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されているものはございますか。

議事課長。

○相馬議事課長　ございません。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

次に、議会提出の追加案件はございますか。

議事課長。

○相馬議事課長　議会提出追加案件について御説明いたします。

追加案件については、５件予定してございます。

議会基本条例の一部改正と議員政治倫理条例の一部改正の２件については、この後の協議事項で了承が得られれば、追加したいと考えておるものでございます。

３件目でございますが、次年度の市議会取組実行計画の策定でございます。

こちらの案件も、この後の協議事項で制定案が調えば、追加したいと考えておるものでございます。

４件目でございますが、事務執行の適正な運用を求める決議についてでございます。

こちらの案件については、この後の協議事項で案が調えば、追加したいと考えているものでございます。

最後に、これら４件とは別に、この後の請願・陳情等の取扱いと委員会への付託についてで説明がございますが、３月定例会会議に合わせまして４件の陳情の提出がございました。

取扱いにより審査となった場合、その結果によりましては、意見書等の提出といったものが予定されております。

説明は以上です。

○齊藤委員長　説明が終わりました。

ただいまの議会提出案件の説明に対して質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長　質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

ただいま事務局から説明がありました案件については、最終日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、②議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり一問一答方式により行い、時間は質疑のみ１人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり、１議題につき１人10分以内、賛成、反対各５人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③会派代表質問についてお諮りいたします。

今回４会派からの通告がございます。

質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め一会派70分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、④市政一般質問についてお諮りいたします。

今回15名の通告者がございます。

質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め１人60分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑤会議日程についてを議題といたします。

別紙に日程案がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

議事課長。

○相馬議事課長　会議日程について御説明いたします。

資料の令和５年３月定例市議会会議日程案を御覧ください。

期間は、２月24日金曜日から３月20日月曜日までの25日間の予定としております。

次に、表を御覧ください。

休会を除いて日にち順に御説明いたします。

初日、２月24日は、再開、日程報告、議案の提案説明、即決議案の採決を予定しております。

次に、27日は、会派代表質問を４会派行う予定としております。

次に、28日、３月２日、３日は、市政一般質問を各日４人を行う予定としております。

次に、６日は、市政一般質問を３人行い、また議案質疑、議案と陳情の関係委員会付託を行う予定としております。

次に、７日から10日までは、各常任委員会による付託議案等の審査の予定としております。

また、10日につきましては、午後５時を討論通告書の締切りとしております。

次に、16日は、議員全員協議会を午前10時から、予算常任委員会全体会を午後１時30分から行う予定としております。

最後に、20日は、各委員長報告、質疑、討論、採決、散会を予定しております。

説明は以上です。

○齊藤委員長　ただいま事務局から説明がありましたが、改めて申し上げます。

会議日程については、別紙案のとおり、２月24日金曜日から３月20日月曜日までの25日間とし、会派代表質問４会派については２月27日に、市政一般質問15人については２月28日、３月２日、３月３日の３日間に４人ずつ、３月４日に３人とし、議案質疑は６日月曜日の一般質問終了後に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、質疑通告書の提出期限については、２月27日月曜日、討論通告書の提出期限については、３月10日金曜日のそれぞれ午後５時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

なお、３月16日木曜日に午前10時から議員全員協議会を、午後１時30分から予算常任委員会全体会の開催を予定しておりますので、お含みおきいただきたいと思います。

以上で⑴の協議事項は全て終了いたしました。

次第にはございませんが、今定例会議を迎えるに当たって、その他として執行部から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長　委員から何かございますか。

山形委員。

○山形委員　先ほど武道館の屋根がめくれた。どれぐらいの金額が発生したのか、ちょっとここで教えてもらっても大丈夫ですか。

○齊藤委員長　分かりますか。

総務部長。

○小出総務部長　概算ですけれども、修理に約

2,000万円程度を見込んでいます。

○齊藤委員長　山形委員。

○山形委員　それはもうあれですよね。人的被害とかはなくて、ただ建物修理……

○小出総務部長　人的被害はゼロとなります。

○齊藤委員長　そのほかございますか。

ある。ないの。

鈴木さん、ありますか。

○鈴木委員　いや、いいです。

○齊藤委員長　大丈夫ね。

それでは、議会からの案件に入りますので、執行部におかれましてはここで御退席をお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午前１０時３９分

再開　午前１０時４７分

○齊藤委員長　それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第⑵３月定例会議の対応について入ります。

資料がありますので、それを見ながら事務局の説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長　タブレットのほう配信させていただきました３月定例会議の対応についてでございます。

議会の運営につきましては、コロナ対応というのは基本ございません。

そして、今回、委員会について７番ですね。まず委員会の場所及び中継についてということで、前回、議場と303、そしてオンラインということでやっていたんですけれども、コロナも落ち着いてきたということで、第４委員会室、こちらをローテーションで使用してはどうかというふうな話になっております。

そして、９番、会派代表質問・一般質問についてでございます。

こちらも、マスクの着用、そしてパーティションも取り外す、外さない、そういったことの御議論をいただければと思っております。

資料ですね、この後、５ページへちょっと飛ばしていただきまして、現在のコロナの状況ということで、ちょっと資料のほうをつけさせていただきました。

国のほうでは、５月８日に５類のほうへ移行するということで、この５月８日以降はコロナの対応というのは基本なくなるというところです。

もう一枚おめくりください。

国のほうの取扱いになっていますけれども、衆議員、参議院、本会議場でのマスクというのをパーティションがついている状況で外すというような取扱いをされるようです。

前提としてなんですけれども、換気が確保されているという中で、マスクを外すという決定をしておりまして、国のほうの委員会では、マスクの着用というのはまだしているというような状況でございます。

そして、また２ページへちょっと飛ばしていただければと思います。

マスク着用、３月13日からは個人の判断でということで、今回の３月定例会議で言いますと、16日の全協、そして最終日、３月20日の時点では、個人の判断というふうになって変わるわけですけれども、この会期中全体で言うと、ほぼほぼマスクというのは規制というがかかっている状況ということでございます。

説明としては以上でございます。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

それでは、３月議会の対応ということで、随分緩和されてきたので、そろそろですね、毎回要望があった、まず４番のほうですね。執行部の出席者は通常どおりということでよろしいですよね。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長　マスクへ行く前に、７番の委員会の場所なんですが、ネット、オンラインの会議をやめて、対面でいいんじゃないのかということで、今回久々に第４委員会室が来たんですが、ただ、換気はそんなによくないって思います、委員会室は。なので、マスク着用でもよければ、入れてやるという話で、これ、係長と私のほうでちょっと割れたんですけれども、私はまだタブレットの運用というものは、コロナのときのみならず使っていくべきだということで、入れられないのという話はしてみたんですけれども、今回はこの案でいってみようと思ったんですが、皆さんのほうからこの委員会室とオンラインについてもちょっと御協議いただいて、このままで構わないというんであれば、この形でいきたいと思うんですけれども、タブレットをやらなくなっちゃうと、今度どうやるんだっけってまたなっちゃって、緊急的に集まりのときにできなくなってしまうというのがあったんで、どうかなというのが私から委員長としてはあるんですけれども、皆さんどうでしょうかね、この委員会室の配置について。

議場と303はいつもどおりなんで、あと１個をどうするかという話だけの御意見をいただければと思います。

小島委員。

○小島委員　タブレットを使わないから、使えないようでは、それは議員じゃないということが……

〔「なかなか厳しい意見だ」と言う人あり〕

○小島委員　うん。もうこういう状況で、やっぱり面と向かって委員会をやるべきだろうと思いますので、原案でいいと思います。

○齊藤委員長　分かりました。ありがとうございます。

そのほかどうですか。

森本委員。

○森本委員　私も委員会室使うのは賛成です。対面でやったほうのが、できるんであれば、そのほうがいいなというふうに気持ちありまして、タブレットに関しては、これは定期的に何かその研修を行うとか、そういう機会を設ければ、別に設ければいいだけであって、委員会のときには、やっぱりできるんであれば対面でやりたいなという気持ちはあります。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

じゃ、もう一つだけ皆さんに振りたいと思います。

この時期に、例えばインフルエンザとか審査事項の最終に御自身がなってしまった場合の委員会参加についてをどうするかというところをお諮りしたいと思います。

前、一回やりましたね、遺影のようになったやつ。

〔「遺影」と言う人あり〕

○齊藤委員長　小島さんが議運でやったんですよね、

〔「議運でやった」と言う人あり〕

○齊藤委員長　なので、そういった対応をすることによって、本人の体調が、熱は下がって自然にいられる。ただし、出禁だよってなっているときに委員会日だかあっちゃった場合の委員会参加として、委員長お二人いますけれども……

○森本委員　ちょっと確認したいんですが、その点。

○齊藤委員長　森本委員。

○森本委員　ルール上オーケーなんであれば、いい

ことだと思います。

〔「ルール上オーケーだよな」と言う人あり〕

○森本委員　ルール上オーケー、確かに、多分オーケーだろうと思います。

○齊藤委員長　一応オーケーというふうに読み取れるだけであって、基本的にオンラインであれば、全員オンラインなんですよ。なので、僕、あれは試したくて小島さんにやっていただいたというのがあったんですけれども。

○森本委員　つまり、議運の規定上、できなかったというやつですね。

○齊藤委員長　そう。だから、ああいった形式を皆さんでオーケーという形であれば、ちゃんとした理由ですよ。風邪以外で、ただ行くの面倒くさいからとか、そういうのは駄目。というのは駄目ですしということでやるんですけれども、そういった対応をしていくことによって、柔軟な対応と、より議論に対してその人を配慮しないやり方になりますので、じゃそこも一応含みとして、そういった場合のオンラインに使用はオーケーということで対応できそうですか、逆に。委員会が……

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　そう、そこが難しいところ。

はい。

○飯泉主査　その場合の取扱いなんですが、ちょっと機材の関係だけ１点、そちらだけ御説明します。

前回、小島さん参加されたときも、こちらのディスプレーですね、こちらを使っておりますが、一応委員会のときには303会議室を抑えてございますので、そちらのディスプレーも使うことは可能になっております。

ただ、こちらのディスプレーが庁内で２つ、この庁舎の中には２つしかございません。なので、かつそちらのほうはちょっと今、抑えてませんので、使えるかどうかはちょっと即答しかねる。なので、２つの委員会で同じような方が出られた場合には、ちょっと借りてくることになりますので、借りれなかった場合の対応というのは、ちょっとまた別途考える場合がある。例えば、小さめのディスプレーになってしまう取扱いになるかもしれませんが、そちらを御了承いただければ、対応できるかと思います。

あとは、こちらのサイズですので、こちらで使う場合は、委員が例えば１つの委員会で２人オンラインの状況になったとか、４人ぐらいまでは多分全然対応できるかと思いますが、４人こっちにいないと、ちょっと成立しなくなっちゃうかもしれないですが、そちらのほうは対応できるかと思います。

以上です。

○齊藤委員長　委員会はオンラインが認められているので、別に参加条項は問題ないです。議場ではないので。

ライセンス的な問題で、ブレークアウトルーム使えば、３委員会で別々で、前１回試したときに、戻ってきちゃったときあったけれども、その後ずっとできたよね、何時間ってね。

だから、ワンライセンスで多分３つの委員会でいけば、３人休んで、１個ずつ違っても、対応できるのかなって。これ、休む前提でもないんですけれども、そうしないと、ライセンス多分３つしか、２つかないんだっけ。今、３つあるんだっけ。でも、全部は多分借りられないと思うので……

○森本委員　いいですか。

○齊藤委員長　はい、森本委員。

○森本委員　基本、声が聞こえれば、画面そんなに大きい必要ないかなと。例えばあそこへ置いておいて、前のほうにでも置いておいて……

○齊藤委員長　ああ、そうです。

○森本委員　それで声だけちゃんと聞こえれば、顔はそんなに見えなくてもいいかな。

○齊藤委員長　僕もそう思っているので、タブレットを余計に１台あるだけでできるしというのと、ただ、議場のところだけ声が拾えないかもしれないというのがありますので、Ｚｏｏｍをうまく活用するというところがあれば、声は議事録的には問題ないとは思っています。

なので、無理くりディスプレーがなくても大丈夫です。上の休憩室のテレビとか、あとこのタブレット１個に差しておいて、ここに、小島さんばっかり使っているけれども、小島さん……

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　いや、もう一回実験台になってほしい。

係長。

○長岡議事調査係長　委員さんの態度の表明というんですか、今、丸とかということなんで、やっぱり見える状況はちょっと必要はあるのかな……

○齊藤委員長　そうですね。

〔「全然見えないのは駄目ですよね」と言う人あり〕

○齊藤委員長　ここでいきなりといったときでも、ああ、そうですそうです。だから見えなきゃいけないんですけれども、小島さんはこうやってくれていたんで、それを意識表示しない場合は、「小島さん、どうですか」っていうふうにやっているとは思うんですよね。だから、委員長のほうが全然そこを仕切れれば問題ないかなと思います。

じゃ、そこまで一応含みということで、考えておきながら、こちらの７番の原案のとおり、第４委員会室をローテーションの１つに入れるということでいいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長　ありがとうございます。

予算常任委員会等は、いつもどおり議場と。

９番の質問です。

質問についてなんですが、一応係長と私のほう、こちらで正副で話したのは、パーティション残しのマスク外しという案を今回やってみたらどうかということになります。

ちょっと拭かないと、ぺっぺっぺが目立つので、ちょっと厄介だなと思っているんですけれども、それを取ってしまいますと、先ほどの本会議と逆になっちゃって、書記席のところに、我々委員長とか前へ座る、何席と言うの、あそこ。登壇席か。あそこからは飛沫が前に飛んじゃうので、まだちょっとね、５類になるとはいえ、まだ期間がありますから、マスクを取る代わりにアクリルは残しておくにするか、アクリルは取っちゃってマスクだけでやるかという話なんで、マスクを取らない、取るは個人の自由ということなんで、僕はつけてやりますという人は全然つけていいのかなとは思っています。

昔、大野さんとか、つけて普通にやっていましたよね、風邪予防と言ってね。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　そうそう。だから、全然問題なくて、外してもいいよというように、そこまで考えておけば、自由になるのかなと思うんですが、どうでしょうか。

大野委員。

○大野委員　要するに、一般質問とか、会派代表質問とか、登壇するときには、もうこれがあるから、選択していいよと。議員席に座っているときは……

○齊藤委員長　議員席はつけます。

○大野委員　つけておく……

○齊藤委員長　のほうがいいと思います。もう、別に顔見えないじゃないですか、そんなに。

○大野委員　分かりました。

○齊藤委員長　一応前に、後ろは向いていますけれども、一応今定例会議までは。６月からは自由に、また次の議運で決めていただければと思うので、３月はまだ５類になっていませんので。

○大野委員　傍聴者は。

○齊藤委員長　傍聴者も着用です。

〔「じゃ、執行部のほうはどうするんですか」と言う人あり〕

○齊藤委員長　執行部は多分つけているんじゃないですか。

係長。

○長岡議事調査係長　正式には把握してないところなんですけれども、基本的にパーティションがない状況ですので、マスクを外す、外さないという判断は３月13日以降ということなので、基本はしているんではないかなと思います。

以上。

○齊藤委員長　小島委員。

○小島委員　執行部でも、市長が話をするところ、あそこは外すような形にするんですか。

○齊藤委員長　係長。

○長岡議事調査係長　そうですね、登壇席で例えば挨拶するあの場面、パーティションがある状況では、外してもいいよというのはお伝えはできると思うんですけれども、外す、外さないは市長の判断というふうには最終的にはなるかと思います。

以上です。

○齊藤委員長　小島委員。

○小島委員　そうすれば、例えば通告書の１回目の質問ぐらい、あそこで一般質問の答弁するときには執行部は外してというのもありかなという感じはするんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　係長。

○長岡議事調査係長　１回目の市長答弁ということですかね。そのときには自席でしていただいている状況で……

〔「今はね」と言う人あり〕

○長岡議事調査係長　マスクはそのままかなと思います。

○齊藤委員長　市長席から前の三本木議員とか林議員までは、もう２m以上たっているんで、別に本当は取ってもいいのかなと思いますけれども、ただ、まだ３月中なので、取りあえず相手側のほうは相手側に任せましょうということで、我々のほうは、アクリル板がある前については、外すのは自由ということで、外してやってもらっても全然構わないというふうにして、質疑等の自席での質疑については、まだ飛沫が飛ぶので、マスクつけてやりましょうということでいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長　では、それでやります。

委員会もマスク着用でお願いしたいと思います。

これ、10番で「議場内ではマスクの着用を継続」と書いてあるのを変えなきゃならないね。９番の下の10番。

黄色い線の下の10番が、「議場内ではマスク着用」、これは「質問者以外」とか書いておかないと、ややこしいね。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○齊藤委員長　ちょっと表記だけ。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　お願いします。追加でお願いします。

昼休みの黙食は、誰一人守ってくれなかったので、引き続き言っておこうと思います。がっはっはぐらいの話でしょうね。

〔「あれで黙食なんですよ」と言う人あり〕

○齊藤委員長　それはないと思うんですけれども。

あと、発熱や喉の痛みということで、体調不良者の場合には登庁を控えるということで、特に質問を控えているときに無理して来るとかっていうのはやめていただきたいということでお願いしたいというのを引き続きやっていきます。

じゃ、こちらについては、ただいま係長のほうの説明がありましたとおりで、修正を加えてやることで異議ございませんかね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

じゃ、１回休憩でいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長　じゃ、すみません、陳情に移る⑶の前に暫時休憩……

〔「いや、一般質問の話をしたほうがいいのかな。一」と言う人あり〕

○齊藤委員長　ああ。

〔「この前も言っていたんです」「濃厚接触」「あの辺をどこで諮るのか知らんけれども、あれって……」「対応策あるかどうかみたいなのはどうかなと思った」と言う人あり〕

○齊藤委員長　なるほどね。

〔「いや、言っていいか分からないけれども」と言う人あり〕

○齊藤委員長　いや、別に質問は質問なんですけれども、この間、衝撃的な総務省の発表がありまして、一般質問は議会ではないという話なんで、だから誰も座らなくてもいいという話になっちゃって、一人でやってもらっていいですかって、本当に書いてありますよね。

だから、半数の出席者は関係ない。別に議決を採るわけじゃないという話。

〔「１人でやってもオーケーなんだ」と言う人あり〕

○齊藤委員長　となると、逆に濃厚接触者の方が別の会議場から入って、１人でやっている分にはできるのかなという話になっちゃう。

〔「オーケーということ」「周りにいないから」「周りにいなければオーケ」「答弁者いなくちゃ」と言う人あり〕

○齊藤委員長　答弁者だけですね。

〔「議会じゃないんだったら、議場でやらなくてもいいという話になっちゃう」と言う人あり〕

○齊藤委員長　ね。

係長。

○長岡議事調査係長　一般質問とかのオンラインができるかというのは、確か国の見解だったと思うんですけれども、一般質問も、国の規定があんまりない、ほとんどないというのは、だから欠席して、オンラインで一般質問してもいいよというふうなちょっと書きぶりではあるんですけれども、ただ、その前提としては、まず出席議員は過半数を超えているという条件も本会議場でございます。まずはそこで成立しているかどうか。オンラインの人は欠席扱いのまま一般質問するんですよ。なので、本会議場の過半数がまず成立して、その上で、体調不良の方がオンラインで欠席扱いとして一般質問をするというようなちょっと前提があるので……

〔「欠席で一般質問」と言う人あり〕

○長岡議事調査係長　はい。基本的には、やっぱり出席が原則というところは変わらないんだろうなというふうに……

○齊藤委員長　あの新聞ってそう書いてある。あれはそういうふうに書いてない。

○長岡議事調査係長　国の総務省からの通知みたい

なのは、ちょっと後で改めて回覧させていただければと思います。

○齊藤委員長　じゃ、半数以上必要だということですね。

〔「だけれども、オンラインではオーケーだと」と言う人あり〕

○齊藤委員長　オンラインでもできるようにすると。

〔「だから、来なかったら、こちらから質問してもよかったということね」と言う人あり〕

○齊藤委員長　話がずれちゃいますけれども、ただ、なられた方は、今回その対応としてどうするかということで、ただ、こういったＺｏｏｍとかを使っての質問の対応というものが、この後の次年度になればディスプレーも入るので、議会としての備品がちゃんと備え付け終わってからできるかなと思うので、次回の課題として、今回は皆さん、かからないようにしていただくということで、はい。

〔「ただ欠席」と言う人あり〕

○齊藤委員長　欠席してですね。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　係長。

○長岡議事調査係長　先ほどのその通知の中でも、会議規則とか、あとは先例とか、そういった議会での取組みというものをちゃと定めてからやりなさいというのも通知の中に入っているので、基本的には機材と例規がそろってから、やっと一般質問のオンラインというのは可能になるということで、来年度検討しながらという形になるかと……

○齊藤委員長　そうですね。オンライン会議までの整備はできているので、また機材と一般質問の内規的な要綱を定めていくという話にしないとけないのかなとは思っております。

コロナのみならずの拡大解釈でやっていくべきだとは思っているので、そのあれは、あっ、そう、それを言おうと思っていたんで、次期に研究していただきたいなと思っています。

〔「研究ね」と言う人あり〕

○齊藤委員長　そうですね。そこにも入るので。

じゃ、いいですか、それで。対応は欠席ということで。

〔「今回は……」と言う人あり〕

○齊藤委員長　もしかかっちゃったら……

〔「欠席で、枠は飛ばしですよと」と言う人あり〕

○齊藤委員長　そうですね。インフルエンザは濃厚はないですよね。

〔「濃厚はないです」と言う人あり〕

○齊藤委員長　なので、本人がかからなければ、出席は可能であるということなんで、ただコロナはまだ残っていますので、コロナは濃厚接触の定義があるということで、その場合はまた欠席となっているか。

あれをやればいいって話なんですけれども、３日なら３日用意できるかという話と……

〔「ああ」と言う人あり〕

○齊藤委員長　ですね、抗原検査。

〔「抗原検査」と言う人あり〕

○齊藤委員長　はい。それのやつもちょっと後で調べておきましょうか。

じゃ、大丈夫ですかね。

じゃ、すみません、今度こそ一旦暫時休憩といたします。

休憩　午前１１時０７分

再開　午前１１時１８分

○齊藤委員長　それでは、休憩前に引き続き委員会

を再開いたします。

次に、⑶請願・陳情等の取扱いと委員会付託についてを議題といたします。

陳情第２号の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

議事課長。

○相馬議事課長　今回、陳情・請願については、陳情について４件ございます。

陳情第１号について御説明いたします。

陳情第１号は、民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情で、陳情者は基本的人権を守る栃木県民の会でございます。

要旨については、現在、マスコミ等で政治家に対し特定の宗教団体及びその関係団体と関係を断つよう求める論調が繰り返されているが、それは思想・良心の自由を侵害することであるため、１つ、特定の宗教法人及びその関連団体との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないこと。２つ、議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の有無や、その団体との関係を調査・質問しないことの２点について陳情があったものでございます。

説明は以上です。

○齊藤委員長　説明が終わりました。

取扱いについてお諮りをしたいと思います。

陳情第１号について、どのように取り扱うか委員の皆さんの御意見を伺います。

ちなみに、お手元の資料、今送りました。行ってますか。押しましたか。これ、事務局で用意してくださいました。

基本的に、取扱いという一番右側を見ていただければと思うんですが、議会運営委員会としてどのようにするかという判断の材料として御覧いただきたいと思います。

議会運営委員会のみで判断を下したのは、日光市議会のみですかね。次のページの一番上です。それ以外は決が出ているので、審査をしているよという感じになります。こんなのも参考にしながら、皆さんの御意見をいただきたいと思います。

係長。

○長岡議事調査係長　こちらの陳情・請願文書表の裏面に、一応陳情者のコピーのほうをつけさせておりますので、ちょっと発信しますね。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　ぼそぼそ言ってないで、意見をお願いいたします。

小島委員。

○小島委員　一応やっぱり付託したほうがいいと思います。

付託するとすれば総務企画だろうと思いますけれども、やはり不採択にするか、不採択するにしても、やっぱり県内の方が陳情したということなので、付託してから決定したほうが私はいいと思います。

○齊藤委員長　そのほかございますか。

〔「いいと思います」と言う人あり〕

○齊藤委員長　大丈夫ですか。

じゃ、ほかに意見がないようですので、陳情第１号については、総務企画常任委員会に付託するということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　ためがありましたけれども。

〔「しようがない」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

じゃ、続きまして陳情第２号の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

議事課長。

○相馬議事課長　陳情第２号は、太陽光発電設備事

業に関する陳情で、陳情者は村井由佳氏でございます。

要旨については、那須塩原市太陽光発電事業と地域の調和に関する条例及び同条例施行規則に関し、１つ、事業者が市に提出する説明会等実施報告書の内容に住民が異議を訴える機会を設ける。２つ、事業者による有害物質の残留の調査報告及び除去の義務づけ。３つ、同条例第９条に規定される説明会で、事業者が市長に提出した書類を住民が閲覧できるようにする。４つ、同条例第14条の規定による住民の書類閲覧請求に事業者が応じないことを防ぐため、実施を担保する規定を設けるの４点について陳情があったものでございます。

説明は以上です。

○齊藤委員長　説明が終わりました。

それでは、取扱いについてお諮りをいたします。

陳情第２号について、どのように取り扱うか御意見を伺います。

森本委員。

○森本委員　確認したいんですけれども……

○齊藤委員長　誰に。

○森本委員　どうしよう。事務局にちょっとお伺いしたいんですけれども、これ、書いてあることが、例えば書類の閲覧とかというのは、普通にできるという、ここで書かなくてもできるのかな。

２番は、有害物質の残留の除去というのは、これは当たり前で、これ、許されているんですか、今はという話ですよね。

この２、３、４に関しては、今、現状の状況で達成されているんじゃないかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか。分かりますか。

○齊藤委員長　係長。

○長岡議事調査係長　すみません、具体的な例規の部分、解釈の部分までは確認してはいないところなんですけれども、例えば情報の公開とかという、この規定していない場合であっても、情報公開とか、そういった別な方法で求めるというふうなのは現状でもできるのかなというのはあります。

もしかしたら別な法律とか、そういったところでの規定があるのかな。そういったところも、例えばですけれども、委員会付託になった場合には、担当課のほうからお伺いしていただきながら、判断するということも１つなのかなと思います。

以上です。

○齊藤委員長　この理由というところをちょっと読んでいただければいいのかなとは思っています。

有害物質は、リサイクルをするのに当たって、技術がないと、ただ壊して埋め立てたり、金属の部分だけを取って中身を埋めちゃったりとか、そういった意味で、モジュールの部分にヒ素が使われていたりするので、そういった部分を除去するというのは、多分有害物質になるのかなとは思っています。

ただ、あくまでついている段階での有害物質ではなくて、後の話ですよね、この中でいくとね。

リサイクル技術は、まだちょっとやっと始まったぐらいで、まだ全然追い着いていくところまで行ってないので、昔のパネルには、それこそ他国産でヒ素がたくさん使われていたという話を聞いています。

鈴木委員。

○鈴木委員　これは基本、産業観光、違う。建設経済か。

○齊藤委員長　はい。

○鈴木委員　委員会付託ということで、今言ったようなことを審議してもらえれば。

○齊藤委員長　その後にですね。ありがとうございます。

そのほか御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長　別に総務企画でいいですと……

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　大丈夫ですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長　じゃ、意見がないようですので、陳情第２号については、建設経済常任委員会に付託するということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

ここで傍聴の希望が入っております。委員会条例第17条に基づき、公開を原則としております。

ここで暫時と休憩いたします。

休憩　午前１１時２８分

再開　午前１１時２９分

○齊藤委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、陳情第３号の内容等について、事務局から説明を願います。

議事課長。

○相馬議事課長　陳情第３号について説明いたします。

陳情第３号は、地域公共交通に関する陳情－ドアtoドア方式のデマンド型交通－で、陳情者は、－住みよい街づくり－「ドアtoドアを考える会」でございます。

陳情の要旨については、ドアtoドア方式のデマンド型地域公共交通実現のため、第２次那須塩原市地域公共交通計画にこの方式を取り入れることを求めるものでございます。

説明は以上です。

○齊藤委員長　説明が終わりました。

取扱いについてお諮りいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員　陳情の要旨が、第２次那須塩原市地域公共交通計画の案件に絡みますので、建設経済でよろしいんじゃないかと思います。

○齊藤委員長　そのほか御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長　それでは、ほかに意見がないようですので、陳情第３号については、建設経済常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

続きまして、陳情第４号の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

議事課長。

○相馬議事課長　陳情第４号について説明いたします。

陳情第４号は、ドアtoドア方式デマンド交通導入を求める陳情で、陳情者は、－住みよい街づくり－「ドアtoドアを考える会」でございます。

陳情の要旨については、停留所までの距離が遠くても近くても、誰でも利用できるドアtoドア方式のデマンド交通を実現することを求めるものでございます。

説明は以上です。

○齊藤委員長　説明が終わりました。

取扱いについてお諮りをいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員　受理番号３と内容が似通っていまして、やはりこれも建設経済常任委員会出審議していただくべきだと思います。

○齊藤委員長　そのほか御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長　ないですかね。

それでは、ほかに意見がないようですので、陳情第４号については、建設経済常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　異議がないものと認め、そのように取り扱います。

ここで傍聴者から退席の希望がありますので、暫時休憩といたします。

休憩　午前１１時３３分

再開　午前１１時３５分

○齊藤委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、次第４ですね、事務事業評価についてに入ります。

事務事業評価につきましては、議会運営委員会のほうの取組実行計画のほうで掲げている中の１つとして、議会活性化特別委員会のほうに諮問しておりました。

それの報告について、議会活性化特別委員会委員長の益子委員においでいただきましたので、その報告をお願いしたいと思います。

益子委員長。

○益子議会活性化特別委員長　失礼いたします。慎重審議お疲れさまでございます。

それでは、議会活性化委員会で行いました報告を申し上げます。

議会活性化特別委員会では、令和３年、４年度において、ミッションロードマップと事務事業評価について調査研究を行いましたので、これについて報告をいたします。

まず、ミッションロードマップについてでございますが、大津市を参考に研究を行いました。内容は資料のとおりでございますが、結論としましては、より市民に開かれた議会とするために、大津市議会のミッションロードマップの取組は非常に有効な手段だと考えます。

一方で、本市に適用できない項目があるので、実施に当たりましては、本市なりの方式の運用を検討する必要があると思います。

以上のことから、ミッションロードマップについては、本市に合った形で試行を重ね、段階的に取り組んでいくことが望ましいと考えます。

次に、事務事業評価についてでございますが、守谷市を参考に研究を行いました。

内容は資料のとおりでございますが、結論といたしましては、かなり調査研究を重ねる必要があり、執行部との調整も必要となってくると思われることから、調査研究を引き続き行うものと考えます。

以上で報告といたします。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

次に、広聴広報委員から、中里広聴広報委員長より報告をお願いいたします。

中里委員長。

○中里広聴広報委員長　議会ホームページの在り方の検討ですよね。

○齊藤委員長　はい。

○中里広聴広報委員長　議会ホームページの在り方の検討及びコンテンツの見直しの結果報告について説明を申し上げます。

これまで広聴広報委員会では、令和４年度の那須塩原市議会取組実行計画にございますように、取組ナンバー９の議会ホームページの充実化に取り組んでまいりました。

具体的には、取組事項にございます議会独自のホームページ作成を含め、議会ホームページの在り方の検討、そして分かりやすい議会ホームペー

ジに向けたコンテンツの見直しの２点について取組をいたしました。その取組の結果をまとめたのがこの報告書になります。

検討及び見直しの結果については、７ページの対応を御覧ください。

○齊藤委員長　７ページが入ってない。各種資料、何と言ったっけ。

○中里広聴広報委員長　少々お待ちくださいね。

○齊藤委員長　ありがとうございます。対応でいい。

○中里広聴広報委員長　はい、対応を御覧ください。

現状のホームページには課題がございまして、理想は議会独自のホームページを作成し、各種課題を解決することではありますが、それを構築するための予算や事務局の管理体制を整えることが困難であります。

そのため、すぐできる対応として、市議会トップページのカテゴリーを整理いたしまして、見やすさ、使いやすさの向上に取り組むということを検討及び見直しの結果とさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○齊藤委員長　両委員長から説明がありましたけれども、確認したい部分とかございますか。

小島委員。

○小島委員　１つだけ益子委員にお聞きしたいです。

ミッションロードマップって、何をやろうとしているのか、まだいまだに私は分からないんです。

○齊藤委員長　ああ、そうですか。

○小島委員　うん。どんなことを取り入れたほうがいいと思った結論を出したのか、ちょっとそこら辺を御説明いただければと思いますけれども。

○齊藤委員長　大丈夫ですか。

益子委員長。

○益子議会活性化特別委員長　御質疑ありがとうございます。

私のほうでまとめましたものは、内容といたしましては一昨年度になるところでございます。そういった中で、コロナ禍で実際に伺って話を伺えればよかったんですが、オンラインということで参加を募りまして行いました。

そういった中で、やはり大津市議会におきましても、ミッションロードマップの分は、議会の基本条例を基にして、より開かれた市議会、見える化ということに力を置いて、どんなことを取り組んでいるかということを市民もしくはそれ以外の議員さんとか、いろいろな方々により分かりやすく、どんなことを今の段階で取り組んでいるんだというのを共通認識として把握して、情報共有するというような認識で行っているものと私は捉えております。

○齊藤委員長　小島委員。

○小島委員　そうすると、今、那須塩原でもやっているじゃないですか、計画書。あれを表しているという考え方でいいですか。

○齊藤委員長　益子委員長。

○益子議会活性化特別委員長　まさにおっしゃるとおりでございます。

○小島委員　あっ、そうですか。

○益子議会活性化特別委員長　我々の議会のほうでも、議運のほうで取り組んでいただいて、掲げてあると思うんですが、それをもうちょっと精査したり、分かりやすくしたりとか、やり方はいろいろあると思っていますが、そういったものを共有していくというふうな認識でございます。

○小島委員　分かりました。

○齊藤委員長　大丈夫ですか。

○小島委員　大丈夫。

○齊藤委員長　基本的に、議運のほうで諮問するから、皆さん共通認識として持っていたと思ったんですけれども、情報共有の那須塩原市のランキングが３桁なんですよ。マニフェストなんか……

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　はい。それのときに、前委員長ずっと言っていたんですけれども、市議会は今、実際何やっているのというものを示す材料がなくて、決まった報告はラインには載せるんですけれども、そういったものを見える化していこうということで、今回、議会活性化に投げたという感じになります。

委員長の報告では、それに見合った形で精査して、やっていくことに関してはいいんではないのかという報告にはなっておりますので、議会運営委員会のほうでは、今後それを取り入れて、今回この後にある取組実行計画等に反映させていく材料として委員長の報告を使わせていただくという形になります。

もう一つ、中里委員長のほうも、こちらから皆さんで御承認いただいたもので広聴広報のほうに投げさせていただいたので、今でき得る対応ということで、早速取り組んでいただけましたので、この先、またこの後に取組実行計画ありますから、そこにうまく反映できるかどうかというのも参考にしていただければと思います。

じゃ、両委員長からありましたとおり、内容が今の報告でよければ、両委員長から全協の報告をしていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長　じゃ、そうさせていただきます。

各委員長ともどうもありがとうございました、御協力。

これ、今の説明のとおりとすることで異議ございませんかというのは今やったね。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　はい、分かりました。

じゃ、今のは、各委員長のほうからいただいたのでということでいきたいと思います。

これ、益子委員長はここであれなんですかね。

じゃ、暫時休憩といたします。

益子委員長ありがとうございました。

休憩　午前１１時４２分

再開　午前１１時４２分

○齊藤委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

今飛ばしたページ、できましたか。オーケー。

〔「オーケー」と言う人あり〕

○齊藤委員長　今、益子委員長から説明があったものを加味して、こちら、令和４年度のＰＤＣＡサイクルシートを埋めました。

ここに書いてあるとおり、赤い字ですね、議会活性化特別委員会より報告がありましたよということで、年度をまたぐロードマップを作成する弊害がありますけれども、市民への取組の状況をより分かりやすくすること、伝えることが必要なんで、今後も継続していこうと。ここでミッションロードマップの研究検討だよという話になります。

もう一つ、何ページ。３だよね。３ページもです。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　大丈夫ですかね。

取組ナンバー９、右上に議会ホームページの充実化ということで、先ほど中里委員長のほうから説明がありました。

こちらも、そういったものを加味して、この事務事業評価ということで行っていくと。問題点や課題点等を引き続きということで、対応も含めてやっていただくという形になりますが、この内容のとおりでよろしいでしょうか。

何か変だよね。ここだけ飛んじゃったから変な

んだけれども、その前のページなかったっけ。ないよね。後ろだけだよね、もうね。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長　すみません、ここの委員長のほうは、じゃこれでよろしいですね。

続きまして、次のページ、模擬議会のところは、前回皆さん来たんですけれども、まだやってなかったんで、それを埋めさせていただきました。

チェックの部分、参加者からの思いを伝える場所の提供ができたと。ルールは策定したが、通告どおりの発言ではなかったというのがちょっと事業の検証で出てきたということになります。

課題・問題点なんですが、募集定員に満たなかったため、募集方法に工夫が必要であるということを書かせていただきました。

今後の方向性ですが、提案等の回答方法の確立ですね。これは議員側のほうです。議員側の回答方法の確立をしようということ。さらなる参加者の募集を行うと。

改善点といたしましては、質問の方法の検討、再質問も挿入してもいいんじゃないのかということですね。

あと、時間に余裕を持っての通告者からの回答も準備をするということで、かなりかつかつで皆さんに対応していただいたので、時間は余裕を持って、また次年度以降行われるようであれば、やっていこうということで、このように書かせていただきました。

あとどこだっけ。前か。

〔「ちょっと前です」と言う人あり〕

○齊藤委員長　そうだね。いきなりあそこから始まるから、調子狂っちゃった。

取組７です。議員定数の在り方についてということで、皆様から御意見いただいて、この後も審議あるんですけれども、一応検討項目の作成というところと定数の削減の根拠を明確にするというものを付け加えて、事務事業評価とさせていただきたいと思います。

以上４つがこの間から増えたところになりますけれども、こちらの説明のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長　じゃ、こちらのほうで事務事業評価については説明をさせていただきます。で合ってますか、係長。

○長岡議事調査係長　はい。

○齊藤委員長　すごく分かりづらくてすみません。

じゃ、次に、こちらを閉じまして、⑸、今申しました議員定数の見直し条件について入らさせていただきたいと思います。

飛ばした資料を御覧ください。

これ、前回お示しした資料です。皆さんのほうで、最後、小島議員が人口減少の話をしていただいたところで止まっています。

我々は、ここから別に増やす案はなかったんですけれども、ある程度がっつりと決めて、最終的に報告をしていきたいので、意見をいただきたいと思います。

前も言いましたけれども、定数変更条件というのは、無条件で行うものの条件になります。議運にて削減の協議を行うというものは、ある一定数はクリアしていますけれども、この条件だった場合はこうするべきじゃないのかという形になります。

一番下の部分は、令和７年度の選挙以降、次期の選挙後にどう対応するかということで、今、協議している段階ですので、最後、人数に関しては２名以上とするというところも、皆さんから御同意をいただきたいと思っています。

別にもっと増やしてもいいですし、もっと減ら

してもいいというのは、今議論いただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、上からいきます。

定数変更条件といたしまして、削減確定事項、こういう条件になったら確実に減らしますと。増やしますはあんまりあり得ないとは思うので、ここでまず１番、無投票、無条件、ここまでは皆さん、多分御納得いただいていると思います。

続きまして、投票率の低下というものを、私、こちら正副のほうで挙げさせてもらっているんですけれども、結構これだけ今頑張って、市民との連携ということで、コロナ禍においても、那須塩原市議会は様々な手段を使って情報提供や情報の広聴広報部分に特化した取組を行ってきました。

なので、ちょっと条件は悪いんですけれども、どちらにしても、前回の選挙は42.99だったと思うので、40％を下回った時点で減らす条件としてみてはいいんじゃないのかと思うんですけれども、この辺はどうでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員　この投票率に関する相関性の話ですけれども、例えば議員が多く出たりとか、それから新しい新人が出て、その人が市民から注目を浴びれば、投票率は上がるので、投票率の低下と定数の関係には相関性はあまり重きを置かないほうがいいと思うので、これはやめたほうがいいと思うんですよね。

過去の例を見ても、新人、投票者数が増えると、どっちかというとその関連者が投票に行くので、一生懸命選挙運動すると投票率が上がる可能性があるんですよ。

なので、これは完全に投票率が下がるというのは、興味がなくて、議員が余っているという状況とはあまり相関性がないもの。私個人の意見では、ここはあまり適さない条件じゃないかと思います。

○齊藤委員長　ああ、そうですか、はい。

じゃ、これについてほかに意見ありますか。

中里委員。

○中里委員　正副案ということで、この投票率の低下がやっぱり削減事項として入れたその経緯というか、理由について、詳しくお話を聞かせていただければなと思います。

○齊藤委員長　これは、毎回私、言っているんですけれども、市民の意見反映を一生懸命議員がやっているとしても、議会全員としての成績表って、もう投票率しかないんです。それ以外は、誰が１万票取って、２位が500票で、当確ラインの500票でも議員は議員ですので、何人の方が、市民が興味を持って投票に行ったかというところが最終的な成績表だと思っているので、これが下がると、ちょっと余談ですが、この間、青森の市議会議長がお一方で視察に来ていただいたんですが、８名オーバーだったのに、投票率は38％。もう３割切っている投票が、果たして何のための信任投票になっているかさっぱり分からないといったときに、議員の定数が同じまま、どれだけのものを市民にじゃやってきたのかというところの形の表れではないのかというふうぐらいまで意識を持っていくべきじゃないのかっていう話です。

これを条件に出してしまってやる理由も、今回、本来であれば下げてやるべきだと思ってはいたんですけれども、自分たちで増やそうという取組をしながら、下げるのはちょっとナンセンスだということだから、こういった条件をやることによって、さらなる議員活動も議会活動も力を入れていけば、せめて42.99は超えれるんではないか。

それ以外の、今、中里さんが言ってくれた新人候補が出てくれば、確かに投票率は上がるかもしれません。じゃ、１名オーバーで、現職だけで投票率は上がらないんですかというところに行くの

で、こういった条件もしっかりと入れていくことで、次回が審議しやすいというイメージで入れさせていただいています。

もしこれがないとなると、投票があれば、ずっとこの人数になっていくということで、いろいろな考えあると思うんですけれども、そこから先はちょっと根拠はないので言えませんが、こういった条件はつけていくべきだなと自分は思っています。

中里委員。

○中里委員　分かりました。

私、定数削減すること自体は、いささか全然否定するつもりはなくて、増やすことも、そのままでいくことも全然、検討する必要はあるなというふうなところでは、私、一緒なんですけれども、この投票率の低下っていうのは、那須塩原市だけが来ている状況ではなくて、全国的に起きている状況であって、この根幹を、私、広聴広報委員会をやらせていただいた中で、根幹を考えたときに、一番何がこの投票率の低下というのが、那須塩原市のみならず、全国的に起きているのかと考えると、今までの教育課程の中で、やはり政治だったりとか、投票とか、いわゆる主権者教育というものを入れてこなかったためのその影響が一番大きいんだと思うんです。

私たちは、その主権者教育というものを那須塩原市議会ではやってはいますけれども、いかせんまだ取り組み始めてまだ３年目とか４年目といったところの中で、その結果がまだまだ全然出てこないと思います。

年に１回とか、２回とか、３回とかという部分の中なので、そこに、我々の成績表だというのは、確かにその考え方はあるとは思うんですけれども、投票率が下回っていることが、我々がやっているのに、活動しているのにもかかわらず投票率が下回るのは、那須塩原市議会が頑張ってないから、削減の事項に入れるのというのは、ちょっと違うのかなという私は個人的に感じておりまして、全国的にやはり起きている問題ですし、こういうことというのは、主権者教育として、文部科学省に教育カリキュラムの中に入れてやっていかなければ、全国的にやっていかなければならない事項だと思うので、削減の定数の事項に含めるのは、いささかちょっと、もうちょっと、僕が最終的に言いたいのは、いろいろ広聴広報やってきた中で、いろいろな方と意見交換もさせていただきましたけれども、定数に関しては、そのままでいいという方もいれば、増やしたほうがいいという方もいますし、減らしたほうがいいという方も当然いらっしゃいます。いらっしゃいますので、もう少し有権者の方に寄り添った議論が必要なんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

変更条件で、削減確定事項というところまで行けば、議員個人がベストパフォーマンスしないかなと思っただけなんで、関係がないと言われてしまうと、もうそもそもそこが議論じゃないよという話になっちゃうんで、議論的に、私が言っている話というものは、そこに対応した話であくまで委員長として言っていますから、それがずれているとなれば、そのずれている部分というのもしっかり明確としてやっていくようかな。

主権者教育は、別に子供たちにやるものではなくて、中年層だって何だってやる気になればできますから、じゃそういった取組までいいんですかという話になっちゃうんですよね。

なので、こういった条件がしっかりとすることで、頑張らないと投票率は上がらないよというところにもなるのかな。

ただでさえ次回は定数下げずに選挙やるので、今言っているのは６年後の話をしているんですよね。なので、こういった条件も入れておくのもいいんじゃないのかなって私は思っているだけです。

もしどうしても、中里委員も乱暴だという、合わないと言うんであれば、下の協議事項に落としてもいいんですけれども、そうすると、誰もまたメスを入れなくなるのかなというところがあったんで、結構意思を持ってやるべきではないかって自分は思っただけです。

あとは、皆さんがいつまでやられるか分かりませんが、上の方の議員さんがもしお辞めになったときに、その人数を充足できるネットワークが皆さんがあればいいんですけれども、26人にしておいて、最終的に無投票になったときを考えるべきだ、私はそう思っています。

なので、現実的に、もともとは、先ほども言いましたけれども、私たちは減らそうと思って議論を持っていこうと思ったんですが、減らす根拠はないので、じゃこういった条件をつけていけば、皆さんどうですかということで挙げさせていただいているというのも加味して考えていただければなとは思っているんですけれども、ちょっと乱暴だよと言うんだったら、その意見として下げてもいいですけれども、何回も言いますけれども、議運で協議し出したらまたね。今は下げづらいって、まだ２年もあるのに、やっているのに、次回選挙終わった後に言っても、そういう話にはまたなってしまうんじゃないかなとは思います。

中里委員。

○中里委員　下げることを否定しているわけじゃないんです。投票率の低下につながっているもともとの根幹というものを考えたときに、削減項目、事項に入れるのはどうなのかな。

○齊藤委員長　いや、そうなんですけれども、これを、全国的に下がっているから、じゃそれも入れないようにしよう。定数の、これ、確定と書いてあるから余計なのかもしれないですけれども、議論にならないというところは、どういうふうに考えるのかなって僕も思うんですけれども。

○中里委員　すみません、委員長。確定事項に入れてしまって、その関連性がきちんと担保できるんであれば、僕は入れていいと思うんです。

だけれども、僕、今話したように、これって全国的に起きていて、市議会議員が頑張らないから投票率の低下が起きている部分もあるかもしれませんけれども、基本的には主権者教育というものができていないから、投票率の低下につながっているんだと僕は思っているんで、直接的に市議会議員が主権者教育を頑張ってないから、投票率の低下につながっていて、だから削減項目に入れるんだというのは、ちょっと関連性、直接的につなげるというのは、もうちょっと丁寧な議論が必要かなというふうに思うんです。

〔「そうですか」と言う人あり〕

○中里委員　はい。

○森本委員　じゃ、ちょっといいですか。

○齊藤委員長　森本委員。

○森本委員　投票率をまず下がらないようにというか、上げるように我々は努力する必要があるというのは、これ、絶対条件、１番は絶対だと思うのね。

投票率が下がったときに、議員定数を減らすことによって、投票率は上がりますかという話だと思うんですよ。

それが、投票率を上げるための施策として、議員定数を減らすということが有効な手段かどうかというふうに考えたときに、ちょっと疑問を感じます。

投票率を上げるというのは、これ、やらなきゃ

いけない。要は議員定数を減らすとか、増やそうが、やっぱり投票率を上げていって、市民の政治に対する興味を上げていかないといけないというのが我々の取り組まなきゃいけないこと、マストな条件だと思うんですけれども、じゃ下がってしまいました。下がったら、じゃ下がってきたから議員定数を減らそうといった場合に、議員定数を減らすことと投票率が上がることに関連性をちょっと感じないかなという気はするんですね。

○齊藤委員長　伸彦さんが言っているのと同じ……

○森本委員　同じことです。同じです。同じことなんですけれども、政策として議員定数を減らすというのは、投票率を上げることにはならないんじゃないのかなという気がする。

○齊藤委員長　先ほどから言っているんですけれども、減らせば上がるという議論は僕は言っていません、一つも。

○森本委員　うん。

○齊藤委員長　だから、議員の覚悟としてやるべきの数値をこういったところに挙げないと、減らそうが増やすまいが、みんなやらないということですよ。

　中里さんが言っているものもそうですけれども、我々がどれだけ外に出て、どれだけ市民と関わっていて、どれだけ関心を持っていただくかというところに直結させるだけなんです。このぐらい上げなければ、だったらこんな議論はしないほうがいいんです、極端な話。無投票だけ言っておけばいいんですよね。

　そうしたら、１名オーバーで、ずっと選挙やるわけじゃないですか。この間のさくら市議会見たじゃないですか。パーセンテージは落ちながら、２名オーバーで、選挙だ、選挙だって騒いでいるんですよ。少数激戦なんて、現職有利で、大体きまっちゃうんですよ。それが、その先、同じような、もう何もしなくなった議会と、これだけ那須塩原市頑張っているのに、結果が出ないのはとっても寂しいんですが、そのぐらい出ていくべきで、こういった上げるというのも、また相関がないと言われれば、それはそうですよね。

　ただ上がったってなるかどうか分からないですけれども、ただ、選挙の人数が増えれば増えるほど、関心度は、それだけの候補者のバックがつくので、上がるんじゃないかというところがあると思うんですよね。

　なので、そこを入れておくということなんで、皆さんが今、言っているというのは、相関だけを責められていますけれども、根幹としては、削減の検討課題としての項目として合わなければ、削るんだったら削ってもいいですけれどもという話なんです。

○森本委員　責めているつもりは一切ない。

○齊藤委員長　いやいや、全然全然、私は責められている気はないんですけれども、そこまで考えて物を言ってもらいたいという話です、僕からすれば。

　じゃなきゃ、こういった在り方については、もうちゃんちゃんって終わして、今年はなしですという話なんで。

　減らしたいという話を私らは最初出したんですけれどもというところが前提なんです、はい。

○森本委員　多分、それ、結局はこういうふうに下がるということで、議員が危機感を持つべきだということを多分委員長は思っている……

○齊藤委員長　まあ危機感です、はい。おっしゃるとおり。

○森本委員　危機感を持つべきだと言っているんだと思うんですけれども、投票率を上げるって、危機感なくてもやらなきゃいけない部分ではまず１つあるんだけれども、あと危機感を持つ人と持た

ない人、これは結構差がある。落差あるかなっていう気がして……

○齊藤委員長　おっしゃるとおりです。

○森本委員　気がして、全体に、議員全員に響かない感じがちょっとしちゃうんですね。

○齊藤委員長　ありがとうございます。それを頑張るんです。それを頑張るしかなくて、これまでもなかなか響かなくてもですね、例えば広聴広報にしても、議運にしても、やりながら、皆さん何だかんだ言って一緒に協力してやってもらって、結果は反省点をプラスに変えてくれる意見があったりということで、どう響くか分からないけれども、取りあえず一個ずつはやっていっているんですよ。

もちろん響いてない人は参加してないでいいんですから、その人たちがどういうふうに地域の人たちが捉えればいいんですけれども、そういった人たちにもしっかりと訴えていくべきですよね。

やりたいことをただ議員が伝えてくれる環境がいいのかどうかというのも含めて、やっていくのにですね、それになっちゃうと、ちょっとこの定数とはまた変わっていくかもしれませんが、下の人たちが出やすい門戸を広げていくのはいいんですけれども、逆に言うと、どうでもいい人がずっと残る議会になっちゃうというのがあるんで、締め出しが入っていくことで、もうちょっと危機感が増えるんじゃないのかなとは思ってはいるんですけれども。

はい。

○中里委員　委員長の思いも分かります。そのとおりだというふうにも思います。

ただ、私、同時に思うのが、削減項目をつくるに当たっては、もう少し主観的な考え方というよりかは、もっと客観的な考え方に基づいて入れないと、後ろには有権者がいますので、もうちょっと有権者に寄り添った考え方というか……

○齊藤委員長　まじで言ってますか、それ。

○中里委員　例えば、人口減少、有権者数が15％減少した場合、これは本当に定量的な部分になってくるので、これは分かるんです。

例えば、那須塩原市議会議員１人当たり4,000人とかというふうなのも出ていて、有権者数が10％出たら、これ、本当数字変わっていくんで、そこに関してはすごく定量的なので、これは納得できるんですよ。

だけれども、この投票率の低下という部分においては、これ、本当に根幹になっているのは教育行政なんです。これ、間違いないと思うんですけれども、そういう部分なので、那須塩原市議会が、ほかの自治体の市議会でも主権者教育を各自頑張ったからといって、投票率が、本当にこの３年、４年やったところで、上がるとはとても思えないと私は思っているんです。

なので、もう少しここに関しては、委員長の思いも理解できます。理解できますけれども、もう少し丁寧な議論が必要なんじゃないかなというのが僕の意見です。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

今議論しているんで、基本的に僕は一方的に言っていますけれども、それを皆さんがもうちょっと重ねて言っていけば、幾らでも対応しますけれども、ただ条件は、既に42.99なんです。もう57％の人が議会に関心がないんですよ。だから、それを教育でどれだけ上げるんだという屁理屈になっちゃうんですね。

なので、これがあることによって、今、中里委員が言っているように、議会側としてやっているものをさらに拡大してやっていくとかというふうに形が見えてくる。

要は、課題の共有を今しましょうですから、これ。結果がここですけれども、課題の共有をしま

しょうというこの間の長内さんの言葉になるわけですよ。

だから、それは無理だよとか、それは数字で表れていたらきついよという理論になっていくと、こういった示した案が消えていきますよね。じゃ、それ議論しますから、これ消しましょうと。となると、ここには人口減少と無投票しか残らない。下の議運にて削減協議に移っちゃうわけですよ。そうしたら、もうこれ、また議運になったら、このけんけんがくがくがまた始まるわけですよね。

そもそも何でこの議論をしているんですかって。減らそうと思ったから始まったんですよ。増やそうと思ったから始まったんですよって、こういうことになりますよね。定数維持のためにわざわざやったって仕方ないですもんね。

なので、自分たちが40%を下回る、さっき言った青森市の、しかもそれ、あれですよね。立候補者増えていても落ちているんですよね。38ですよ。62%信任を受けていない投票で、皆さん何とも思わないんですかという無理なところに頑張っていくしかないという話。

それは議員だけのみじゃないですよ、それは委員長が言っているとおり。やっている人はやっていますし。

上がらないとは思うんですけれども、ただ、こういった条件はちょっとね、根拠を示せと言われても、何でも難しいんです。

はい。

○鈴木委員　またちょっと発言したいんですけれども。

○齊藤委員長　どうぞ。

○鈴木委員　青森市は、市長と何か金の関係があって、市民がキレているわけ。

○齊藤委員長　ああ、なるほどね。

○鈴木委員　あと、本当に議員を頼らないと行政が動かないようなときは、そういう事案が市内全体に蔓延してくる、蔓延という言葉はあれだ。盛り上がってくれば、多分誰に頼もうかって、投票率が上がってくると思うんで、今言っているこの投票率と議員が頑張らなきゃいけないということろ、やっぱりつながりは薄くて、社会現象のような話とか、主権者教育も含めて、そういうことなので、これは、だから逆に本当に下の議運にて削減協議して、そっちのほうでやることであって、本当に根幹、減らさなきゃいけないというのは、具体的にもう人口とか投票率だけれども、ちょうどいいんじゃないかなと。分かりやすいんじゃないかと思うんですよね。

委員長の言う投票率を上げたいとか、それから議員頑張れよというのは、それは自分たちが一生懸命やるべきことで、当たり前で、しかもやっているかもしれない。だから、それをやってないって判断するのは、議員間同士かもしれないし、市民だってやっぱり考えがあるので、投票に行かないのも理由があるし、誰に投票するかというの、市民に、それぞれの市民一人一人に理由があるので、活動しているから投票しているかどうかも分からない状況で、さっきあんまり言っちゃいけないかなと思ったけれども、要らない議員がいるというのは、これ、言わないほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、伝わりは分かります。だけれども、あんまり言わないほうがいいんじゃないかと思うんですけれども……

○齊藤委員長　伝わっちゃ駄目ですよ。

○鈴木委員　いや、この人がという、そこまで今言いませんけれども、この投票率の低下と議員定数はちょっと分けて考えて、本当に協議しながら、議運で協議するのと、あと市民の声をその時代その時代で聞いてやったほうがいいような気がします。

ここで具体的にはっきり、それから40％という、40％がいいのか、例えば38.9％がいいのかとか……

○齊藤委員長　いや、そうですよ。それは、ここ、みんな40で言っているから、40って私、書いただけですよ。例えば、厳しいけれどもって言ったじゃないですか。

○鈴木委員　あるので、これ、10にしちゃったら、もう議論の余地がないというわけで、そこがあるので、それを外したほうが、委員長が言ったように、下に格下げして、置いておいたほうがいいんじゃないのかなという気がします。

以上。

○齊藤委員長　ありがあとうございます。

○鈴木委員　じゃもう一つ追加でちょっと。

○齊藤委員長　追加でいいですか。

○鈴木委員　③の人口減少、有権者数が15％、いつから15％なのかというのがちょっとクエスチョンマークだということと、それと15％という減少幅はちょっと大き過ぎて、これはもう一つね……

○齊藤委員長　自分で言ったんじゃないですか、人口減少って。

○鈴木委員　人口減少の話じゃないですよ。人口減少は当たり前として、その括弧書きが……

〔「具体的」と言う人あり〕

○齊藤委員長　そう。だから、僕、これ今言っているの、案ですから。

○鈴木委員　案ですね。そうですね。

○齊藤委員長　はい。だから、これをもっとこうしたほうがいいんじゃないのか。中里さんも、これを40ということを言っているんだ。中里さんはもうこの定数と掛け率がおかしい。同じなんだけれども、急に数字のことを入れていくと、いや、40も今、案です。これは僕が示しているだけなんで、示さないと議論にならないから示しているだけです。

相関的に15％という話をしているので……

〔「いや、もっと少なくていいと思うんですよ」と言う人あり〕

○齊藤委員長　例えば、これ、あれですよ。

〔「あんまり委員長しゃべらないほうがいい。委員長という立場なんだから、まず委員がしゃべることを終わって……」と言う人あり〕

○齊藤委員長　いや、分かっていますよ。分かっています。分かっています。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　じゃ、僕がしゃべっているときにそっちでしゃべらないでください。

じゃ、小島委員、どうぞ。

○小島委員　人口が減少すると、今、那須塩原市11万4,000ぐらいですよね。

○齊藤委員長　はい。

○小島委員　4,000から5,000。11万人切ったらというぐらいですから、結局4,000ぐらいが減るぐらいのところでの有権者数が減ったというようだと、５％ぐらいじゃないかなと思うんですけれども、５％とか、そのぐらいの削減、減少がした場合には、やっぱり……

〔発言する人あり〕

○小島委員　うん。定数削減というのは当然かなというふうに私は思っております。15％はちょっと大き過ぎるというふうに思います。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

ただ、根拠別にないんで、このぐらいって挙げてみているだけなんですよ。

○小島委員　ああ、なるほどね。

○齊藤委員長　６年後なんです、結局。６年後でどのぐらい減るか。６年後で使えなくても、10年後でもこれは使えるということになるんで、何人減

ったらというのを逆算してパーセントにするべきだと思っているんですよ。なので、そこの割合はちょっと話すようかなとは思っています。

○小島委員　５％かなと私は思いました。

○齊藤委員長　じゃ、５％に達した時点の年度の終わりで変えるということですよね。

○小島委員　そうそう。そのぐらいだと思います。

○齊藤委員長　分かりました。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　じゃ、大野委員。

○大野委員　何％というんじゃなくて、１人当たりの議員が何人……

○齊藤委員長　ああ、例のね。

○大野委員　うん。それでやったほうがいいんじゃないかなという気がするんだ。

〔「それで割合出さないと定量的じゃない」と言う人あり〕

○大野委員　今、例えば端的に5,000人だったと。それが4,000になっちゃったとか、例えばね。そういった数字を見て、要するに4,000人になった場合は２名ですよとかね。

○齊藤委員長　今何人だっけ、係長。あれ、あの表でしょっているのは。

ちょっと、そうしたら、ごめんなさい。お昼になっちゃったので、一旦昼食にして、もう一回議論したいと思います。

いろいろ御意見いただいてありがたいんですけれども、帰ってこれますか、１時ぐらいに。駄目だったら、１時15分で１時間取りますから。一応３時半までここは予定しておりますので。

○長岡議事調査係長　場所のほうなんですけれども、議員控室……

○齊藤委員長　ああ、そうだ。全部持って移動してもらって。12時で終わりなんですって。すみません。

〔「再開は１時」と言う人あり〕

○齊藤委員長　１時を目安にするんですけれども、お昼を食べて帰ってこれる。１時ぐらいでいいですか。

じゃ、１時ぐらいまでに頑張って来てください。

休憩　午後　零時１３分

再開　午後　１時０１分

○齊藤委員長　じゃ、すみません、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど皆さんから多々御意見いただいたので、あとはあんまりごねていてもしようがないんですけれども、山形さん、何かありますか。しゃべってないのは副委員長と山形さんだけなんで。

○山形委員　皆さんのを聞いていて、その危機感はもちろん共有しなければならないということと、これ、40％って、こういうふうに設けてしまうと、切れば２減、４年たったら、また切ったら２減ということになると、切りがないのかななんていう気はして、その辺もちょっと書き方もちょっともう少し丁寧にしちゃうか、それとも、思い切ってもう一回ちょっと削減の下の協議のほうに入れて、それも踏まえて、確定事項ではなく、協議事項のほうに入れては、皆さん、いろいろ、けんけんがくがく思うところあるんで、委員長の思いは十分伝わりましたんで。ですから確定ではなく、削減協議のほうに、引き続き協議していってもいいのかなというふうな私の考えですね。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

基本的にはあれです。永続的に続くものではなくて、僕が言っているのは６年後だけなんで、この理論をずっと続けろという理論はもともとありません。どんどん人口減ってきますから、厳しい

のは分かっていますし。

じゃ、あと副委員長、どうでしょうか。

○星副委員長　やはり削減確定というところで、多分戸惑いもあるのかなということもあるんですけれども、やはりこの投票率という部分で、主権者教育も大事なんじゃないかということもあり、それも私も思うんですけれども、やはりどういった部分でのその物差しをつくっていくかというのは物すごく大事な部分で、やはりここはふだんからやっぱり議員一人一人もきちんと物差しを持ちながら、やっぱり活動していくということも大事なことではないかと思っています。

考え方的には、これ、６年後ということを考えますと、やはりここのところは確定事項というところで議論を、議論というか、ここのところで40％を下回るというところではあるんですけれども、条件に入れてもいいのではないかと思います。

以上です。

○齊藤委員長　ということで、何か正副と皆さんとで割れちゃっているということなんですが、40％という数字は変えることは全然できますし、指標がないと、全くもって意味がないこの議論になってしまうんです。

先ほど大野委員が全人口のを言ってくれたじゃないですか。係長に調べてもらったんですけれども、今何人でしょうか。

○長岡議事調査係長　今、4,500になります。

○齊藤委員長　これが、今、皆さん議員全員が関係している人口の数というか、有権者か。１万5,000何がしですよね。

○長岡議事調査係長　一番上のところの人数……

○齊藤委員長　ああっと、もう一回、言っちゃった。じゃなくて、ピュンって、こう出してもらっていいですか。

○長岡議事調査係長　こちらの一番上の那須塩原市、そして右側に行っていただいて、議員１人当たりの人口規模ということで、4,506が令和２年度の実数になります。

以上です。

○齊藤委員長　ということです。

簡単に言うと、これの42％なんです。投票率で言ったら。しか関係人口がいないということですよね。極端な話ですよ。だから、そういう考えもできるということなんですよね。

なので、パーセンテージが落ちることを恐れているというのか、それは関係なしに、相関だけを追求されて、これをやらないのか、やらないのかという話になっちゃうので、こういったものもあったほうがいいということで、今回言っていたんですけれども、こちらで突っぱねても仕方ないので、正副ではちょっとお話を今していて、こういった議論をね、議運で削減協議に下ろしたら、その２年後の投票終わった瞬間に本当に議論になるのかと、極端な話ですよ。

40％って、当市、結構厳しいじゃないですか。2.9っていって、すぐ行ってしまう数字なんで。じゃ、これを37とか、36とか、それは全然下げていいと思うんですよ。ちょっと届かないぐらいの数字でもいいです。ただし、次の選挙での数字が、もう既に36になっていたら、さらに４年後は幾つになるんだろうという世界になっちゃいますよね。

なので、それを努力目標に変えるというふうにやるためには、載せておいてもいいのかなと思ったんですけれども、ただ、確定という言葉にやっぱり皆さんがどうしても違和感があるということですから、取りあえずはこれを、最初に中里さん言いましたけれども、下の協議事項に落とします。落として、あとは議論、次の人がしてください。

１番と人口減少の先ほど皆さん数字していただいた５％、10を消して５％減少した場合というこ

とで、あくまでこれをやっておいてよかったというふうにしていきたいと自分は思っているので、ある程度明確化しているということと、市議会としての意思の表れというものは絶対していくべきだと思いますが、いや、個人として議員でただ生きていくだけだったら、こんなことやる必要もないですし、あくまで議会ですから、議員じゃないですから、その辺はちょっと考えていただければなと思いつつ、ただ、皆さんの意見を反映しないと申し訳ないので、基本的には１番と３番を上のほうに残すという形で、あとは下の投票率の低下のほうに、じゃ議運にて削減協議ということで、６番ちょうど空いていますから、その辺に落とさせていただきます。

あと、投票率のパーセンテージについては、こちらで協議して埋めるか、埋めないかなんですけれども、参考値となりますので、どうですか。

〔「いいと思います」と言う人あり〕

○齊藤委員長　入れたほうがいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長　そうしたら、パーセンテージどうですかね。このまま40で、2.9というと何人。1,800人。９万人だから、2,600人ぐらいなのか。

〔「4,500の……」と言う人あり〕

○齊藤委員長　違う違う。有権者数が９万6,000ぐらいじゃない。９万6,000の、掛けの2.99。

〔「９万6,000掛ける……」と言う人あり〕

○齊藤委員長　2.99。３％でもいい。

〔「2,880」と言う人あり〕

○齊藤委員長　これだけが、この２年後で人が、よく行っていた方々が亡くなっちゃうとか、新しい人たちが行かないとかという表現になる。

これ、確定じゃないんで、参考値にはなるということですね。

取りあえず40％にしておきますか。もうちょっと減らす、38ぐらいに。これ、もう全然適当ですよ。

〔「40減らしたら、真剣に協議しようという言い方でいいのかな、そうしたら」と言う人あり〕

○齊藤委員長　そういうことなっちゃうでしょう。

〔「それでいいんじゃないですか」と言う人あり〕

○齊藤委員長　じゃ、取りあえず40を目安で。

〔「そうしたら、もうちょっと真面目に定数削減を考えようって」と言う人あり〕

○齊藤委員長　分かりました。じゃ、このまんま下に下げますね。了解です。

協議自体は、さっきの中里さんが言ったみたいな話で、この中でそれがまたおかしいと言うんだったら、そのときに話してください。ここで言われても、僕は絶対それは載せたいので。指標は絶対ないといけないと思う。

次、立候補者数の減少というものを一応書かせてもらっています。こういったものはどうしますか。これは２名というのは案ですからね。

例えば、じゃ１名オーバーのほうがいいんじゃないかって。１名って、もう結局、その行く末は無投票ですかね。

ここも皆さんで……、大野委員。

○大野委員　ここも非常に難しくて、例えば26人現職いて、現職が例えば６人引退しましたと。新人が例えば８人出ました。すごいことだと思うんですよね、新人８人って。でも、２名オーバーなんですよ。その辺の評価をどうするかっていう、何かそういうのを……

○齊藤委員長　そうなんですよ。

○大野委員　頭にちょっと置いていて、これ、現職26人そのままいて、２名だけの新人だというあれ

とはちょっと違うんだと思うんですよね。

○齊藤委員長　そういうふうになっていればいいでしょうけれどもね。

これが、さっき言ったとおり、次の２年後の結果だけしかクローズアップしてないんで、さらに６年後はこうなったら減らすとかという議論ではないんですよ。一発勝負の中で条件をつけているということなのと、もともと、何回も言っているんですけれども、今回２名減らそうと思っていた矢先に、根拠がないということでやっている話なので、他市は明らかに人口が多いのに、うちらより２名以上少ないんですよ。なのに、うちは26で突っぱねるわけですね。

今、大野委員が言ってくれたとおり、６人辞めて８人出たらすごいことだと思うんですけれども、でも定数に対しては２名オーバーにしか出てないということになっちゃうんですよね。

なので、こういった議論をつけるかつけないかなんで、じゃ例えば何でも同じですかという。じゃ、４名とかに、あっ４じゃ駄目。４名オーバーじゃ絶対いかないから。

○大野委員　逆に……

○齊藤委員長　はい。

○大野委員　新人の出てくる数、立候補者数が何名以下という形はどうですか。

○齊藤委員長　それも一応書いてはあるんですけれども、この３番の、これ、ちょっと世代間の不公平があるんですけれども、今の年齢が押し上げているので、例えば75歳の方が新規で立候補というのもなきにしもなんですけれども、議会運営的には、ちょっと覚えるのがもう大変なんじゃないのかって思うところもあって、全てを新規の立候補者として捉えるかどうかというのもありなのか、どうなのかなとは思ったんですが、別に80歳で出ても、90歳で出ても、それはいいですけれども、国会みたくね。定年があるわけじゃないんで。

○大野委員　なるほどね。

○齊藤委員長　だから、単純に２名少ないと、26名だったら、28名で２名オーバーだけれども、24名だった４名オーバーなんだよなって、それだけの話なんですけれども。

これもなくす、要らないと言ったら。

はい、どうぞ。

○中里委員　立候補者数の減少というのは、どこと比べて減少したとかというのを、どの辺と、例えば４年前と比べて減少したのかとか、あるいは他市町村の要は平均値を取って、そこと比べて減少というふうに見るのかというところも、立候補者数の減少というのは、ちょっとどこと比べるのかなという。

〔「現状」と言う人あり〕

○齊藤委員長　現状だと思うんですけれども、比べてはないんですよ。26人の定数で今回いくわけですから、26で選挙を迎えたときに、28名しかいなかったら、考えませんかという話。

〔「そうそう。あくまでも自分のところでね」と言う人あり〕

○齊藤委員長　自分だけです。よそ、最初の定数は、案として他市の状況を言っているだけですから、別にこれで何名減らしていいというのはこの先の話なんで、２名減らすというのも、まだこれから嫌だと言えば、変えるわけですから、これはあくまで26で今回は皆さんいきましょうというのを決めているわけですから、議運の中でね。そこに候補者数がたった２名しかオーバーしなかったといった場合には、要するに少数激戦って書かれる選挙はもうやめようという話なんですよ。

〔「なるほどね」と言う人あり〕

○齊藤委員長　はい。

山形委員。

○山形委員　そう考えると、あくまでも削減協議なんで、こういうふうに明確に数字に出しておけば、私はその中身、大野委員が言うようなこともごもっともだなと思うんですけれども、でも２名オーバーは２名オーバーで、そのときの選挙の事情にもよりますけれども、あくまでも削減協議の事項の中に数字としてはそのまま私は残してもいいのかなと思っています。

○齊藤委員長　分かりました。

要素です、要は。考える要素。協議するための要素のものがなくなっちゃうと、さっき言ったとおり、投票率になっちゃったら大変じゃないですか。こんなもの要らない、要らないとなっていっちゃう。

〔「協議だからね」「協議だから」と言う人あり〕

○齊藤委員長　協議をするために、２名出たけれども、結果的に年齢が高い方がいっぱい入ってきて、それはそれで活性化されるかもしれないけれどもという話ですよね。なので、そういったところも考えていく話ですね。

〔「新人10人だからいいんじゃないかという議論もあるということ」と言う人あり〕

○齊藤委員長　新人が何。

森本委員。

○森本委員　例えば、新人８人とか10人と言ったじゃないですか。

○齊藤委員長　はい。

○森本委員　そのときは、今回はそういう要件じゃないから、削減要件にしなくていいんじゃないかという議論があっていいということですよね。

○齊藤委員長　ああ、全然。減らせって私、言っているわけじゃないですよ。

〔「協議だからね」と言う人あり〕

○森本委員　協議だから、それでいいんじゃないか。そういうことも起こり得る。大野委員が言ったとおりのことも起きるかもしれないけれども……

○齊藤委員長　それをここでまた次の人で話し合って……

○森本委員　それはいいんじゃないかということですね。

○齊藤委員長　はい。じゃないと、今回これだけ事務局でも用意してくれた資料だけでみんな納得しなかったわけですよ、減らすという協議に対して。だけれども、これを今度は自分たちを矢面に出してやっていく判断にすれば、他市の状況なんかどうでもいいでしょうという話になるわけ、極端な話。なので、こういうふうにそろえているんです。自分たちで、じゃ考えていきましょうという話ですね。

２番目が財政面ですけれども、これはめったに、２年後で新庁舎建てて、確かに数値は悪くなると思うんですけれども、これは、でも書いておいてもいいと思うんですけれども。

〔「いいと思う」と言う人あり〕

○齊藤委員長　いいですよね。

あと、この辺です。この辺難しいんですけれども、新規の若者、20代、30代や女性の立候補者が一人もいない。

これも、森本さんに言わせれば、また根拠がないですとか、中里さんにも言われちゃうかもしれないんですけれども、この辺は、出てきてもらうための努力をするために条件があってもいいのかなとは思ったんで、書かせてもらっているんです。

いないときにも、なぜだろうと思いながら、協議してもらってもいいんじゃないのかなとは思っています。前回、50代ですかね、全員。

どうでしょうか。大丈夫ですか、置いておいて。

〔「いいと思います」と言う人あり〕

○齊藤委員長　ね。あとは自由に使ってください。

あと、市民から定数削減の要望等というのは、以前いただいたものが、またそういった何かがあったときの拍子に出てきた場合は、考えてくださいということで、今から２年間です。

はい。

○森本委員　４番は、これ、協議した結果で入れるんだったら、上でもいいかなと思います。

協議した結果、市民からそういう定数の要望があって、それを協議した結果が出たんだったら、上でいいんじゃない。そういうことじゃないですか。削除確定事項でもいいのかなと思ったんですけれども。

○齊藤委員長　協議した結果……

○森本委員　削減確定事項でもいいのかなという気がします。

〔「これは要望までで止めている」と言う人あり〕

○森本委員　要望までだったんだけれども、協議した結果まで出すんだったら、確定事項でよくないですかって思ったんですけれども。

○齊藤委員長　それを受け入れられるかどうかという結果を受けて、削減の検討にするかと思ったんだけれども、この間も……

○森本委員　まず受け入れるという……

○齊藤委員長　総務企画常任委員会で一遍やったじゃないですか、時間繰上げとか。ああいう結果を受けて、例えば採択をしたとか、そういうのがあってから、ここに入れたらと思った。

それイコール削減になっちゃうと、さっきみたくなっちゃう。

○森本委員　削減しようという結果じゃなくて……

○齊藤委員長　出されて……

○森本委員　出されて、それを……

○齊藤委員長　それを議会がのむので……

○森本委員　のむのでという、その段階……

○齊藤委員長　それから、これ、出しましょうという意味だったんです。

○森本委員　段階で勘違いしました。

○齊藤委員長　すみませんです。

これ、５番は不祥事です。これはしようがないと思うんです。本当だったら上でもいいぐらいなんですけれども。ただ、その理由が分からないので。

じゃ、あと６番が上から下りてきます。

なので、削減確定項目は、上が①と３③ですね。下が１、２、３、４、５、６でよろしいですか。あと何かありますか、つけたい。

議論だけ、選挙終わった後に議会運営委員会を招集していただいて、こういった話は、要は反省としてやっていただければ。振り返りとして。

いっぱい出ていれば、何も関係ないものになるので、考え過ぎであったというふうになってもらいたいと思います。

次です。結果を受けての対応は議運にお願いしますということです。

令和７年度の選挙後から適用なんで、選挙の結果を受けてお願いしますということです。

削減人数は、何名以上とするという、削減しましょうとなったときの人数ですね。

今、この間、これはこの間の事務局の説明もいけるんですけれども、３つの委員会があって、９・９・８になっているんで、最低２名からでいいのかなとは思っています。

そうすると、三八、二十四ですし、決も絶対割れるので、委員長が１人つきますから、４・３になりますから、２名以上でいいですかね。

〔「いいと思います」と言う人あり〕

○齊藤委員長　はい、分かりました。

あと、定数条例の変更は、もし決まった場合に

はやってくださいということで。

すみません、いろいろと御意見いただきまして、ありがとうございます。

係長。

○長岡議事調査係長　確認だけ。

先ほどの削減確定事項の③番は、有権者数が５％、これは９万6,000人、この数字の５％以下に下がった場合には確定だよという、有権者数掛ける５％の人数分が減った場合。だから、何以下というふうに、９万6,000からその５％分を除いたその人数未満になった場合には考えるよと……

○齊藤委員長　4,800人でいいのか。

○長岡議事調査係長　１人当たりなので……

○齊藤委員長　五六、三十……

〔「4,500」と言う人あり〕

○齊藤委員長　4,500。６だから。

○長岡議事調査係長　１人当たりの4,500の５％。

○齊藤委員長　ああ、そっちね。

〔「そうすると、あれか。１人……」と言う人あり〕

○長岡議事調査係長　はい。１人当たりの……

〔「だから、同じになったら、10％にしないと」「倍にしないと」「倍にしないと２人にはならないという計算だよね。同じにするんだったらね」「そうなんだよね」「いや、4,500のというのは決まっている。それが下がるわけだから、だから同じ、それは」「１人……」「１人だとか２人は関係しない、普通はね」「いや、だけど人数多いから、じゃ何人減らすんだという議論になった場合には」と言う人あり〕

○齊藤委員長　いや、それでもいいよねと言ったんですけれども、普通に有権者全体じゃ駄目なの。

○長岡議事調査係長　どっちでも同じです。

○齊藤委員長　ねえ。９万6,000の５％でいいんじゃないの。

〔「パーセントじゃなくて数字にしたらっていう話だよね」と言う人あり〕

○長岡議事調査係長　はい、そうです。

〔「何人っていう」と言う人あり〕

○長岡議事調査係長　はい。何人以下に減った場合と言ったほうがいいんじゃないか、その時点でまたそういう議論になっちゃうと思うので。

○齊藤委員長　選挙時点でだよね。

○長岡議事調査係長　選挙時点。

○齊藤委員長　今ということね、じゃね。

○長岡議事調査係長　今、はい。今と比べて。

〔「今のデータで計算すればいい」と言う人あり〕

○長岡議事調査係長　令和２年……

○齊藤委員長　どっちかというと、次回までの選挙に使うようなネタではないですよね、これね。

通念として考えておけということなのかなとは思います。

〔「基礎を何人、決めないと、パーセントは出せないんですよ。何年の基礎数字の有権者を基礎にして、何％という言い方だから。だから、何年が基礎かだけですね」と言う人あり〕

○長岡議事調査係長　今作ったデータというのは、令和２年、総務省のほうからのやつなので、令和２年度の有権者の５％を減らした額よりも下がった場合というような、そこで計算を出します。

じゃ、そこまでで終わりですね。

投票率は40％を下回った、30何％になったときは、また検討をしましょう……

○齊藤委員長　だから、上は１と３です。

○長岡議事調査係長　議運にて削減協議の①番の２名オーバーというこの考え方は、定数の26人プラ

ス２の28人を下回った場合、27人以下になった場合は……

○齊藤委員長　そうです、そうです。

○長岡議事調査係長　考えるよということでいいんですかね。

○齊藤委員長　はい。

○長岡議事調査係長　ありがとうございます。

大丈夫です。

〔「ありがとうございます」「難しいね」と言う人あり〕

○齊藤委員長　じゃ、閉じさせていただきます。

次、何だ。議選ですね。

議選監査の在り方ということで、取組実行計画に最初のせさせていただきまして、条例がないと思ったら、しっかりと事務局のほうでまとめてくださいまして、第３条の議会は次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

⑵の施策として、政策の決定を行うとともに、市の事務執行について監視及び評価ということが書いてあるので、ここの項目に対しての取組でやろうということで、議選監査委員についてクローズアップしました。

議会選出監査委員というのは、これは本の引用なんですけれども、こういうふうになっている人であって、年間監査計画に基づいて実施されていますよという定義があります。

現況としては、大場代表監査委員と齋藤寿一議選の監査委員がいますということで、代表監査委員というのは、監査委員の代表というわけではないんですということが書いてあります。

これまでの取組なんですが、11月２日にその大場代表監査委員をお呼びいたしまして研修を行いました。ただ、聞きたいところが聞けずに終わってしまったので、監査委員の仕事が分かったんじゃないかということになっています。

もともとこれをやるのに当たっても、議選監査委員の必要性について、那須塩原市議会としては必要である認識があることから、今、選任をしてもらっていると、市長のほうからということは忘れずに進めていっています。

議選監査の現況と今後の課題ですね。

現況については、議選監査委員とは、市長によって議会側から推薦されている議員でありますから、主な業務については、市の業務全般の監査、内部監査になるということになります。

先ほど言ったとおり、決算の監査を行っているんですね。表立っていませんので、ほかの議員にはその役割や実績の解釈が乏しいというところがあります。

これまで代表監査委員の報告のみを９月の決算議会とかで受けていたので、議選監査の役割が見えてこないのも併せて気づいた点ですね。

監査委員の決算審査に求められるのは意見であるというところを鑑みて、今後どうするかということで、２番のほうに何点か挙げさせていただきました。

内部監査を定期的に行っているために、９月の定例会議前においても、事務事業についての情報があれば提示してもらうことはできるのかということですね。

個人情報が伴っている場合の守秘義務との兼ね合い。

特定課題や事務事業についての調査などについて、その実績や費用などが分かると、議会側のエビデンスとして有効活用できるのではないか。

議選監査委員として活動が明確化できるようにするべきではないか。

決算時期に報告者の一人として、代表監査委員のみならず、議会にて報告をしていくべきではないか。

最後に、その他議選監査の役割をしっかりと明示していくと。少なくともこの那須塩原市議会の監査委員のルールというものをつくっていくべきではないかというふうにまとめてみました。

監査自体は、今後、実は事務局で飯泉君と係長と、あと森本さんとここで研修動画を見ていて、ちょっとろくに聞けないまま終わってしまって、あれ、金返せと言いたかったわけなんですけれども、やはりやる役割はやはり議会によって全然様々でして、本当に会津若松と可児と大津とって、もう聞いていると、何が何だか分からないぐらい、訴訟が起きるぐらいの決算監査になっていて、すごいことになっているんですけれども、あそこまでちょっとギアを上げていくと大変になってしまうので、ただ、いいなと思ったのは、この先に、この後にある取組実行計画とかにも出てくるんですけれども、監査委員をもっと有効活用しようということが第一の前提というふうになりますので、こういったものを踏まえてやっていくと、監査委員はこういうことをやっているんだよということで、周りが言えるようになりますから、そういったのも踏まえて考えていければなって思っています。

一応こんな、ざっくりまとめたんですけれども、こんな報告でいいですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○齊藤委員長　これをまた次回に生かしていくということで。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長　係長、大丈夫ですか。気になる点。

○長岡議事調査係長　全協報告……

○齊藤委員長　全協しますか、これ。

○長岡議事調査係長　しますか。しますか。

○齊藤委員長　大したものでもないですけれども。

○長岡議事調査係長　じゃ、取りあえずいいですか。

○齊藤委員長　議選監査委員は必要であって、今後、もっとみんなに見えるような仕事をしてくださいみたいな感じだけする、報告。

○長岡議事調査係長　あとは次の議運に向けての活用方法とか、そういったものを引継ぎの中にこちらをのせていくというような扱いでよろしいでしょうか。

○齊藤委員長　そうですね、はい。

引継ぎ、別にあれ、取組のやつ全部言わなくていいんだよね。必ず言うわけじゃなくて、何か決まったときは言うけれども、議選監査自体で何かをやったわけじゃないから、いいよね、別にね。

〔「12番」と言う人あり〕

○齊藤委員長　何て書いてある。

〔「あっ、12番にありますね。在り方の検討」と言う人あり〕

○齊藤委員長　検討だよね。

だから、必要ですって。

○長岡議事調査係長　じゃ、報告しますか。

○齊藤委員長　報告しますか、じゃ。

○小島委員　私もいろいろ監査やったことあるんですけれども、なかなか実際に言ってね、あれの中身を周りの人に言うのは難しいんですけれども、ただ、確かに監査やったっていうのがどっかの場あってもいいような感じはしますんで、そういう面では、これは議会だから、議会の議員が監査をしているという中で、年に一遍ぐらいは監査した報告というか、感想みたいなものを……

○齊藤委員長　どっかでね。

○小島委員　報告する場があってもおかしくはないと思います。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

○小島委員　今までないですからね。

○齊藤委員長　ないです、ないです。

〔「知らない人は何やっているか分からな

いです」「分からない」「そういったところもしっかり」「ただ、質問しないとになっちゃう」「ただ、質問しない人だってあるよな」と言う人あり〕

○齊藤委員長　ここを今後調べていくのに、監査になっている方々に下で交渉していってもらって、この先出てくる話につながるんですけれども、そのときに使える、守秘義務に該当しない部分を議会側が言えることはいいだろうというのと、前も言いましたけれども、９月の定例会議で代表監査委員の代わりに議選監査が普通に報告を言っている議会もあるんですって。こちら、決算審議のときは除斥の体制になっちゃって、いませんからね。

じゃ、その辺は、今、小島委員の意見も踏まえて、次に行きたいと思うんで、軽く報告するんですね、じゃね。ということになります。

じゃ、次行きます。取組実行計画です。

何と敬清会さんが滑り込みで……

○大野委員　ホームスチールになりました。

○齊藤委員長　ホームスチール、ありがとうございます。

ということで、じゃこれは各会派さんのほうで言っていただきますか。

じゃ、那須塩原クラブさんのほうで、全体の今までのものも踏まえながらということでお願いします。

○山形委員　では、私でいいですか。

○齊藤委員長　はい、どうぞ。

○山形委員　じゃ、次年度の取組実行計画といって、いろいろ皆さんから意見いただいて、市民アンケートの実施というふうなことで、これは継続して、中身や手法も検討して、引き続きやっていきましょうということです。

ナンバー２の会派代表質問・一般質問の在り方の検討ということで、これも継続して、いろいろな人が質問する、で出て、答弁して、いろいろな問題や課題が出てくるものを委員会とかで共有して、審議できる仕組みづくりみたいのを研究できればなというふうなこともありまして、引き続きやってきましょうと。

３番の参考人と公聴会の活用に向けた検討というのも、これも継続してやっていこうと。

ナンバー４の議員研修の実施、これはもう継続じゃなく、やらなきゃならないようなものだと思っております。

そして、ナンバー５、６、７、８は消しました。

そして、ナンバー９のホームページですね。議会のホームページの充実化。引き続き予算要望もしながら、なかなか財源的にきついのは分かるんですが、やっていかないと忘れられてしまうというふうなことと、今あるホームページのレイアウトなどもいろいろ、このホームページ、もっと見やすくしようというふうなことで、これも引き続き取り組んでいこうということになりました。

10番は模擬議会の開催ということで、前回開催して、こちらも継続して実施して、模擬議会をやって、いろいろな問題、課題が出てきたと思いますんで、それをまたちょっと精査しながら、内容を検証していきましょうという話が出ております。

11の議員の成り手の確保に向けた取組ということで、これも継続して実施ということで、せっかくこれも模擬議会と一緒に始めたばかりですので、成り手フォーラムの検証をして、この向けた取組は引き続き継続していきましょうというようにした。

12番の議会選出監査委員の在り方ということで、他の自治体の監査委員なんかも複数いるなんていうようなお話と、今、小島さんが言ったように、どこかでそういうふうな監査委員の報告があってもいいんじゃないかなということで、継続を実施

していきましょうということ。

13の大学等とのパートナーシップ、連携推進は、これはなしということで、新規の取組として、中間決算を審議するためにも、予算決算審査特別委員会というふうなものが他の自治体であるというふうなことを、今ちょっといないですけれども、副議長が言っていましたので、その研究ですね。設置じゃなく研究して、どんなものかというふうなことで、中間決算を審議する場があってもいいんじゃないかなと思って、新規に入れさせていただきました。

もう一つ新規の取組ということで、代表質問・一般質問のほかに委員会での質問ということで、これはほかの自治体でもやられている、非常に重みがあるというふうな話がありまして、こちらも調査研究で、新規で取り組んでいこうというふうな話でうちの会派は決まりました。

以上です。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

13番のところは、ちょっと補足なんですけれども、取組実行計画としてバツなだけで、大学生とのパートナーシップは、これ、公明さんのほうにも書いてあるんですけれども、学生との交流機会というのは、わざわざそこに挙げなくても、やれるんじゃないのかというのがあったんで、肯定派の取組としては要らないという意味なんで、ただ要らないだけじゃないんで、補足しておきます。

ありがとうございました。

じゃ、続きまして公明さん、お願いします。

○星副委員長　取組の４番、議員研修の実施というは、そのまま議員研修の充実を図るということで、外部研修と内部研修、４回、合わせて４回で参考としてさせていただきました。

ここは必要に応じて増減、考慮してもいいんじゃないかということで、予算も絡むことではあるんですけれども、その都度、ちょっと検討しながらやってもいいんじゃないかという意見でした。

あと、取組７番、議員定数については、引き続き検討ということで、ここは今日のこの議運でこの部分が確定していれば、省いてもいいのかなという思いなんですが、ここは引き続き検討で入れさせていただきました。

取組の８番、事務事業評価の見直しなんですが、モニターの成果指標の明確化とともに、やっぱり制度の充実を図るための検討は続けてやっていいのではないかと思います。検討するということです。

あと、取組の10番、模擬議会の開催は、これはこのままの継続をしていく。

また、11番の議員定数の議員成り手の確保に向けた取組、フォーラムは継続して開催をしていくということです。

あと、12番、議会選出監査委員の在り方の検討は、このままの研修、在り方についての研修を実施していくということです。

あと、13番は、パートナーシップの連携という部分で、学生との交流機会を検討とさせていただきました。というのは、まだ大学の知見を利用するだけのまだ議会の中での制度が活用し切れてない、し切れない部分、政策立案とかという部分でも、大学の知見をちょっとお聞きしながらやりたいというところまで上がってないのと、あと大学側のほうとしても、まだ成熟をされていないので、まずは学生との交流機会を増やしてから、連携が密になってくれば、自然にそういう形にもついてくるのではないかと思って、このように書かせていただきました。

以上です。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

では、続きまして敬清会さん、お願いします。

○大野委員　質疑やアンケートの実施ということで、前もお話ししたことありましたけれども、予算を確保して、４年に１回でもいいんで、多くの市民までに無作為に送って、いろいろな意見をやっぱり聴取したほうがいいと思います。で、挙げました。

次に、会派代表質問・市政一般質問の在り方については、やっぱりより話合いをやっていったほうがいい。例えば、前にありましたけれども、これ、よしあしあるかもしれないんですけれども、会派の人数によって持ち時間を決めているというところもありますし、そういったこともちょっと研究してもいいんじゃないか。

あとは、３番目の参考人・広聴会の活用に向けて、それは検討と。これはもう継続しなくちゃいけないと思っています。

あと、議員研修の実施、これもできれば数多くの講座があって、そこ、選択できれば一番いいかなというふうには思うんですね。議員26人全員で聞くのは、それもいいとは思うんですけれども、１つ選べるような形でいいんじゃないかなというふうには思っています。

あとは、模擬議会の開催、これはもう継続してやっていったほうがいいと思います。

あと、議員の成り手確保に向けた取組、これも継続ですね。

あと、大学とのパートナーシップの連携・推進で、今、１つの大学と結んでいますけれども、ちょっと、もうちょっとこれ、広げてもいいんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

大体同じですかね。いいですよね。これだけというのだけでも言ってもらえれば。

○鈴木委員　すみません、出してなくて。後で文書で出したほうがいいかと思いながら聞いていたんですけれども、特に違うというのはないです。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

じゃ、今ここで検討していくというのは、もう大体出ているので、かぶっているのはそのまま引っ張り上げます。

ただ、この先ですね、検討項目の細目を今度つくって、また示すので、そこでちょっと見ていただいてよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長　絶対これだけはというのとかがあるかないかなんですけれども、どちらかというと、今までやってきたものの継続かだけの審議になっているので、那須塩原クラブさんのほうで出したこの２つの取組について、他会派さん的にどうでしょうって。

これが、さっき言っていた監査の使い道がここに出てくるんですけれども、こういった研究をしても面白いんじゃないかということと、あと大野委員が言ってくれた時間制の研究、一般質問。うちらでいうと、委員会質問と言って、質問の質が変わっているんですね。本当は今までは重複質問とかと言って、意見をがあがあ言われたから、今やめちゃったんですけれども、じゃなくて、質問の中にもいろいろなものがあるので、そういった話合いをやっていくというふうに、その細目をちょっと変えるので、ここまで挙がってきている、ここの間までの13番のものが挙がってきているものはのせて、ないものは消しちゃって、この新しい新規はどうですかね。やってみてもよろしいでしょうか。大野さんと星さんと、あと伸彦さんのほうかな。いいんじゃないというか、やるっていうだけです。のせるだけなんで、やるのはまた皆さん、次のメンバーになっていますけれども。

大丈夫ですか、じゃ。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長　要は、決算を生かして、予算を審議するという形をつくる名目のものということで、他の先進的な議会では、もう実行されているというのが１つ。

委員会質問というものは、せっかく皆さんがいい一般質問をしているのに、いつまでもかなわないときに、常任委員会のテーマとして研究をし、常任委員会全体で質問に代えて出すというやり方になります。これは新しいやり方なんですけれども。

鈴木委員。

○鈴木委員　これ、今言っているのは、那須塩原クラブの次期の話ですよね。

○齊藤委員長　新規の２つは入れていっていいかいという話です。

○鈴木委員　括弧の中で中間決算の審議って書いてあるものの意味なんですけれども、決算があった後に、決算に対する審議を途中で、決算終わった後でも、もう一回予算に向けて審議しましょうという意味ですよね。

○齊藤委員長　いつもだと前年度決算で出すから遅いじゃないですか、要望を出すのに。だから、現年度、当初予算、これから通りますよね。例えば、タブレット料金100万円といったときに、９月までに中間決算出していただくと、来年はそれで、今のところ100万円で足りるのと言ったときに、200万円にできるじゃないですかという議論です。

今までは、その前の年度の出納期間を経て、５月からまとめたやつが前年度の決算として出てくるから、反映されるのが１年半後になっちゃうんですね、予算として。そうすると遅れちゃうから、今度通す３月定例会議の予算の範疇で、９月を迎えた、あるいは10月を迎えたときに、中間的に決算ができないかという話なんです。

○中里委員　いいですか。

○齊藤委員長　はい。

○中里委員　すみません、ちょっと私から補足させて……

○齊藤委員長　お願いします。

○中里委員　すみません。

例えば、令和５年度の当初予算、あっ令和６年度の当初予算、これから出るじゃないですか。３月……

〔「令和５年です」と言う人あり〕

○中里委員　この前、９月に決算審査したのって令和３年度ですよね。

〔「タイムラグです」と言う人あり〕

○中里委員　そうですよね。

できれば、令和５年度の予算に反映させたいのには、令和３年度の決算の数字から反映させるんじゃなくて、令和４年度の実績から令和５年度の当初予算に生かしたいよねという考え方なんですよ。

〔「もう終わっているんだからね」「予算はもう……」「現年度じゃかったっていうから」と言う人あり〕

○中里委員　そう。だから、令和５年度の予算に生かしたいんだったら、令和４年度の中間決算を出してもらって……

○齊藤委員長　そっちだったっけ。

○中里委員　そうですよね。

○齊藤委員長　いや、私、当初予算出たら、その年度の10月の時点でどれだけ消化できているかというのが……

〔「すみません、私もそっちだ」と言う人あり〕

○齊藤委員長　そうしないと、令和６年に令和５年度を生かせないじゃない。

〔「そうそう、そうです、そうです」「多

分言っていること同じ」と言う人あり〕

○齊藤委員長　同じなんだけれども、わざわざ４年を出してきたから、私、逆に言ってた。５年で始まったやつだよ。

〔「多分言っていることは一緒だと思う」「一緒一緒」と言う人あり〕

○鈴木委員　言いたいことは分かりました。

○齊藤委員長　ああ、そうですか。じゃ、ありがとうございます、中里さんの補足で。

○鈴木委員　聞きたいのは、異論っていうんじゃないですけれども、事務事業評価という言葉があるじゃないですか。

○齊藤委員長　はい。

○鈴木委員　それは、執行部が、これともしかするとずれるかもしれないことを言うかもしれません。言っているかもしれませんけれども、執行部の事務事業評価というのが、今、自分は総務企画常任委員会なんだけれども、きちんと出てきてないんですね、今ね。何か調整とかって言って。

要するに、予算を組んで、それに対してどういうことをやったか。それは本当は決算と同じで、やることに対して費用対効果がどうだったかって、そういうものを職員の立場でつくった事業評価ってあるんですよね。それを評価したから、次の予算に増やすとか、減らすとか、もうやめようとかという話を、話のできる場が欲しいほしいなと思っていたんです。

それに近いかなとは思っているんですが……

○齊藤委員長　全部そういうふうになっていきます。予定です。

○鈴木委員　そういう話をやるべきだと自分は思っているので、ただ、自分は事務事業評価ということも含めて、要するに当初予算を取ったものが、どっかの時点で次の予算に組むところにうまく利用できればいいんですけれども、それをきちんと、執行部の事務事業評価というのをきちんと自分たちでもしてもらって、議会としても、同じじゃないんでね、これを本当によかったかどうかって、これ、無駄だとかっていうのをしっかりやって、議会としては執行部とは違う評価をして、予算に反映するという意味でやるんだろうという、ことをやりたいと思うんで、これ、そういうふうになるといいかなと思うんだ。これ、今日はその確認みたいな話だけれども。

○齊藤委員長　一応もう一回言いますけれども、これ以外に、今日益子委員長来たんですけれども、益子委員長のほうの事務事業の研究テーマは後期も続くんですよ。執行部がやっている事務事業評価の話です。うちらがここで言っている事務事業評価は、今のＰＤＣＡサイクル、みんなで悩むＰＤＣＡサイクル。うちらも事務事業評価と言うから、ダブルであって、ややこしいんですよ。

議会側の事務事業評価と執行部が運営している事務事業評価があるので、今、議会活性化に、今回ちょっとこの２年じゃ無理なので、後期に投げちゃうんですけれども、今期のほうは引き続き研究検討で、今言っている手法をどういうふうに形をつけて、今度議運でやっていくかというふうになるのが、今、伸彦さんが言っているのがそれ。

○鈴木委員　今、言ったように、執行部の事務事業評価を言ったんだね。

○齊藤委員長　そうです。それ。それ、今言っているとおりにはなりますよって。

それを、例えば今後、サンプリングでやるのか、項目決めないとできるわけないじゃないですか、事業が多過ぎて。

○鈴木委員　それが、今言っているこの中間決算を審議というのは、そういうことだということで。

○齊藤委員長　これは、その形にも使えますということですね。

○鈴木委員　自分はそこを、じゃ益子委員長がやっている、それをちゃんと自分のほかの議員にちゃんと伝わって、それをしっかりやるという方向はない、そこはうちはあんまりやってないんだよね。

○長岡議事調査係長　やってないはずです。

○齊藤委員長　今日報告を受けたので、議運として、それも入れなきゃって今言いながら、書いてない……

○鈴木委員　それが本当にそういう一種取組事項であれば、本当、いいと思う。

○齊藤委員長　入れる予定ではいますけれども、毎年度取組なので、来年度はそのまま議活で泳がせておいて、再来年度で入れていくのもいいのかなとは思っています。

やるっていうところを目指してやっているんですけれども、なかなかまだ執行部との兼ね合いもあるので、どんな手法が適しているのかという調査が中途半端で終わっちゃったんですよ。

〔「すぐにはできないですね」と言う人あり〕

○齊藤委員長　だから、すぐにはできないので……

〔「時間をかけてだね」と言う人あり〕

○齊藤委員長　そう。その代わり、今後逆に予算決算審査委員会のほうが事務事業評価よりは早く、目の前のお金でできますから、その多分二本立てで行けるのかなとは思って……

〔「２つで攻めれますよね」と言う人あり〕

○齊藤委員長　そう。なので、ちょっと事務事業評価というのは、一番目標側でしょうけれども、上のこの新規取組のほうも同時にやっていけばいいかなと。

○鈴木委員　具体的に言うと、じゃ益子委員長がやっても、それであれば、益子委員長のその活性化の取組の中で、決算の事務事業評価をきちんとね、今後研究していますというほうが分かりやすい。

○齊藤委員長　そうですね、はい。じゃ、そういうふうにしよう。

○鈴木委員　ずばり言ってもらって……

○齊藤委員長　了解です。

○鈴木委員　そういうふうに言ってもらったほうがいい。

○齊藤委員長　はい。じゃ、そういうふうにしていきます。

○鈴木委員　はい。

○齊藤委員長　じゃ、大丈夫ですね。

大野委員のほうも大丈夫でしょうか。

○大野委員　大丈夫です。

○齊藤委員長　はい、分かりました。

じゃ、次年度、何個になるんでしょうか。十二、三個ですかね。変わらないよみたいな感じなんですけれども、係長から反問権が。

○長岡議事調査係長　すみません。

先ほどの半期の決算というところを倍にして、１年間だと。

執行部側では、今のところそういった決算って、半期決算とかってやってない状況もあるので、もちろんこれ、今後の議論の研究の中でという、執行部とどう折り合いできるかというところはあると思いますので、研究というところではあるのかなと思っています。

○齊藤委員長　本当に事務事業にちょっと似ちゃうんですけれども、前期で予算支出しているとか、10月までに1,000万円取っていて、補助団体ね、５名目指していますと言っていて、まだ一団体もありませんみたいな、そういうのは分かると思うんだよね。

なので、そういったところで、これ要らないんじゃないというエビデンスの１つとして使えるようにしていったらみたいなあくまで話なんで、そ

れはやっている議会も実際ありますから、そういったものを研究していくのには、今後の取組としてはいいんじゃないかということで、さっきも言った、そんなにすぐやって、おらっという雰囲気じゃないので、そこは一応気にして僕も言っているので。

○長岡議事調査係長　あともう一点だけ、すみません。

○齊藤委員長　係長。

○長岡議事調査係長　先ほどフォーラムの実施ということで挙げていただいたところなんですけれども、実は令和５年度の予算のほうでフォーラムがちょっと駄目だったんですね、お金の部分なんですけれども。

なので、例えばやり方としては、研修費のほうは多く増やせたので、そこから今年度と同じように研修からフォーラムに持っていくという方法はできなくはないです。

あとは、フォーラムということに限らなくても、成り手を増やすという、その方法だけまずはテーマに持っていくというのも、やり方はまた議運の中で検討していきます……

○齊藤委員長　係長が言わなくても、それは大丈夫です。僕が分かっていますから。

○長岡議事調査係長　ちょっとお金つかなくてごめんなさい。

〔「しようがないです」と言う人あり〕

○齊藤委員長　お金は、だってない中でやりましたから、何とか。

ということで、同じような手法を別な手法で考えればいいと。全く同じことをやらなくていいっていう話ですね。

ということなんで、そこは考えていっていただくのに、この名前だけにするか、今の言っていただいたようなのを加味して、あそこで言うタイトルの横が２段になるのか、３段になるのかというだけなので、大項目が13個あったとしても、実は小項目が20になる可能性もありますから、皆さん、一応覚悟しておいてくださいって正副委員長が言っています。

はい、局長。

○増田事務局長　先ほど前期決算の話が出ましたけれども、この前の政務活動費の支払いとか、翌年度に繰り越したときにもったいないような話、委員長はされましたけれども……

○齊藤委員長　ああ、はい。

○増田事務局長　あのとき私、話したかと思うんですけれども、会計年度独立の原則という言葉があります。これ、財政法の第12条に基づくものです。

ですので、あくまでも日本の公共団体は、会計年度は４月から３月までの１会計年度ということで、多分日本の会社なんかは四半期決算とか、これ、欧米なんかは３か月ごとに決算というのは出していますよね。あの法律、今見ていたんですけれども、その法律、ちょっと見つからないんですけれども、要は法律に基づいて前期決算、後期決算になっていたりとか、今、四半期決算だったりとか、会社のほうはそういった形で、国によって違いますけれども、自治体の場合は、あくまでも１年間の決算という形になっています。

先ほど委員長がおっしゃったように、前期のということであれば、執行状況調査というのはやっていたりしていますんで、予算１年間で、９月に向けて幾ら出したんだとかですね。

○齊藤委員長　そうそう。

○増田事務局長　ただ、それ、私も昔、財政やっていたときに、国や県からの照会があって、要は不景気なときには、要は支出、特に工事関係を前倒ししろというふうな通達なんかが来るわけですね。ただし、予算が獲得は４月で、設計組んで工事始

めると、工事ってやっぱり12月ぐらいなんですよね。なので、どうしても下半期に……

〔「集中」と言う人あり〕

○増田事務局長　そうなんですよね。支払いとか集中するんで、仮に前期決算を、前期決算というのは出せないですけれども、執行状況を出したとしても、四半期ごとに公共事業なんかも、これ、たしか県の管理課って言いましたっけ。管理課から照会が来ていまして、何%、工事なら工事の発注実績とか、そういったものを提出したりもしているんですけれども、要は執行状況というレベルでは出すことはできるかと思いますけれども、決算として取りまとめるということはできないと。

あくまでも決算は３月で、出納整理期間が２か月あって、６月末で締めまして、そこから決算書を作るのに６月15日から20日ぐらいで、それなんで、私が前やっていた監査事務局なんかも、決算審査、その公表を議会の皆様にしていますけれども、決算の審査やるのが７月の下旬です。７月20日から30日の間。それでも担当部局はひいひい言っているような状況ですので、前期決算というようなものはなかなか厳しいかというふうに、皆さんが考えているのは分かるんです。今で言うと、５年度の予算つくるのに、３年度の決算をベースにするんじゃなくて、４年度をベースにしたいという。仮に４年度の前半が分かったとしても、要は執行ってほとんど進んでない。そんなような状況だというふうに考えています。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

あくまでこの予算決算委員会というのは、そういったものもできるというところを代表でこうして出していただいたので、こういった委員会を、今のところ予算常任委員会しかないので、決算のほうも常態化させればという話です。

はい。

○増田事務局長　たしかうちのほうって、決算だけ特別委員会ですけれども、予算常任委員会を設けたのは27年度だと記憶しています。

26年、私が来た年に、これも全国市議会議長会の資料で見たんですけれども、予算決算常任委員会というのを設けているところもあります。それの違いというのは、私、それにしちゃったほうが楽なんじゃないですか。９月のときに特別委員会の設置というのはなくなるからということを当時の課長とか、あと事務局にいた小池君なんかとも話した記憶があるんですけれども、決算は年１回で、９月だけだから、予算は毎回なんで、特別委員会だと、その度にですね、定例会議ごとに設置しなければならないから、こっちでいこうと言われた記憶がありますんで、名称が変わるだけで、特別委員会の設置がなくなるだけで、予算決算特別委員会を仮に設けたとしても、やる内容は変わらないんじゃないのかなという。

ただ、予算決算常任委員会を設けたときに、今、特別委員会の場合って、監査委員がメンバーに入ってないですよね。除斥になっていますよね。

だから、そこら辺を委員会のメンバーでどういうふうにするのかなというのはちょっと疑問なんですけれども、多分、運用の仕方があると思うんですね。

〔「そこも検討する」と言う人あり〕

○齊藤委員長　どちらにしても、やる、やらないも踏まえて、やれちゃうんじゃなくて、多分それを言っているわけじゃないと思うんですよね。

だから、さっき言ったような監査に生かせる方法と、１年半遅れてしかできないと言っているけれども、じゃ何で行政は先に１年半後の予算を組み立てて出しているのという話になっちゃうんですよね。

だから、継続して事業を行うものを検討してい

くのには、その執行の段階で分かるようになっていけばいいのかな。

あくまで代表は中間決算ってイメージでしているんじゃないかなということなんで、こういったものを取り上げて、今度議運でやっていくと、全国の取組の内容が分かってくるのかなって思うので、それが結果としてやるとはまだ決めていませんから、調査研究はあってもいいのかな。

ただ、その取組のどこに該当するかは、ちょっとね、委員会として見つけなきゃならないので、ちょっといろいろ考えてみたいと。

○増田事務局長　もう一点いいですか。

○齊藤委員長　はい、どうぞ。

○増田事務局長　今ちょっと調べてみて、また出てこなかったんで……

○齊藤委員長　出てこなかった。

○増田事務局長　私、監査事務局長をやっていたんで、たしか自治法の199条あたりに詳しく書いてあるんですけれども、要は決算にしても、定例監査にしても、その結果というのは、長と議長と、あと執行機関の長に提出しなければならないという規定があったと思うんですね。

決算についても調べたことあるんですけれども、うちのほうでは、本会議で代表監査委員が決算の報告していますよね。公表していますよね。あれについて、たしか県内の10市調べたところ、やってないところもあるんですよ。

逆に、定例監査にしろ、決算にしろ、これ、必ず市長だけじゃなくて、議長にも同じ書類を送っているんですよ。

ただし、私が監査にいたときに新しい手法を取り入れまして、定例監査については、決算の公表みたいに、まずは執行部からこれ、試行的に始まったんですけれども、３月末、今年も３月の末に定例監査の公表という制度を取り入れました。これ、多分運用の中でできます。多分、議会に対してもできるんだと思います。

報告しなければならないというふうに法律上はなっていますんで、それ、何で私のほうでやったかといいますと、定例監査って、119条の４項に年１回しなければならないというふうになっているんですね。それ、２年前までは、うちのほうは前期定例監査と後期定例監査って２回やっていたんですよ。法律上は１回でいいということで、14調べたら、うちしかやってなかったんで、それをやめた経緯があります。

定例監査は、大場監査委員ともよく話をすると、監査というのは、会計検査と同じように、事務を適正にやっているかというところを、要は実際にやっている人に刺激を与える。一生懸命必死になってやらなければならなというようなものだというふうに聞いていましたんで、ただ、年に一遍それだけをやって、実際に翌年度に指摘されたことが生かされなかったのが多かったんで、公表という制度を取り入れて、なおかつそのときには、これも自治法の中で措置勧告権があるということを知りましたんで、措置勧告をして、債権管理条例をつくった経緯があります。

じゃないと、当時、執行部のほうで要は徴収率が上がらないということ、よく徴収率については大場代表監査委員、大分話しますけれども、言って、早くつくってくれと言っても、つくらないのが、私がいた２年間でも、その前からも５年間ぐらい続いていたんで、どうやったらこれ、つくれるのかねと言って調べてみたら、措置勧告権があったんで、措置勧告した内容については、長は監査委員に対して、要は措置勧告した内容についての対応を、結果を通知しなければならないとなっていますので、それをもって執行部に持っていって、市長と副市長に説明をして、つくらせた経緯

があります。

ですんで、話、大分長くなっちゃいましたけれども、監査の結果というのは、これ、法令上は議会に対しても、議会は説明を受ける。その説明というのは、今、議長にこのぐらいの分厚いものが行っていますけれども、要は決済で済ませる方法と、議員さんに対しての説明を対して説明をする方法とか、あと全議員の皆さんに対して議長がタブレットで送って見ていただくとか、いろいろな方法は取ることができるかと思いますけれども、そこまでちょっと深くは調べたことないんで、監査を生かしたいということであれば、そのほかに議会からの事務監査請求とか、監査については議会からも監査委員に請求できる権限は結構いっぱいあります。これは私も監査にたとき勉強しましたんで、来年以降、そういった監査を生かすということであれば、もう少し調べてみたいと思います。

長くなってすみません。

○齊藤委員長　何の話だっけ。

〔「予算決算審査委員会」と言う人あり〕

○齊藤委員長　予算決算の話から監査の話になっちゃったんですけれども、どっちにしても来年やることなので、来年の人たちが今の局長の言葉があるとおりのものを利用できるなら利用していくということも検討項目に入れていただきたいということで、僕がここを組むわけではないので、取りあえずは小見出しはしていくんで、それをまた次回の、今、この後に、話し終わった後にやる日までに、また正副でまとめたいと思います。

ちょっとここに入ってないんですけれども、常任委員会の常任委員長の人に、このミッションロードマップのグラフ化、見える化を取り組んでもらいたいというのも引継ぎで言っていかないと、益子委員長せっかく調べてきたので。

簡単に言うと、その取組実行計画と同じラインを、例えば委員会始まるのは５月か。５月から臨時会議で終わって、常任委員会発足したら、なるべく早くテーマ、あるいは研究したいものを明確にして、１年ないし２年のラインを引いていただくというふうな形をやっていけば、ああいうふうに見やすいんじゃないって。何をやるかというのも、委員の人も分かるようになると思うので、ちょっとそこを、ここには書かないので、議運の取組じゃないので。忘れずにいてもらいたいなと思うんで、よろしくお願いしたいと思います。・

じゃ、取りあえず取組実行計画は、今、皆さんがいただいたやつをがっちゃんこして、また次に出したいと思いますので、貴重な御意見ありがとうございました。

じゃ、次に行きます。

⑻です。議会基本条例の見直しです。

係長。

○長岡議事調査係長　こちらは前回も御議論いただいた内容です。

前回の議論の中では、本会議まで、この議員間討議ってやるのといったそこら辺、もしやるんであれば、ちゃんと規定すべきだし、やらないんであれば、やめたほうがいいんじゃないのというふうな御意見をいただいたかと思います。

ちょっと振り返りで、まずは基本条例のところですね。

３ページのところに、一番下になりますけれども、議員間討議による合意形成ということで、その上に書いてある升の斜線で引いているのが今の現状ということで、今ある議員間討議をやろうというふうなところから、さらに議員間相互の討議を中心に行う。また、議案の審議や審査、政策の立案という、具体的にこういうものにちゃんと生かしていこうという一歩進めたような、そういっ

た規定をしていくものです。

そして、次のページになります。

13条です。こちら、２項のほうにパートナーシップ協定、大学と行っていますので、専門家や専門機関との連携に努めるといった、ここで読めるように追加したという内容になります。

ここまでは全く前回と同じになりまして、議員間討議の実施要綱になります。

こちら、先ほどの基本条例を受けまして、黄色の１番、第１章のところは、基本条例で規定しました議員相互間の討議と議員相互間の議論、こちらについて規定していまして、前回、この３条のところになりますけれども、「議員間討議は」ということで、常任委員会、議会運営委員会ということで、本会議の部分は、今後、運営がちゃんと固まった中で導入が決定されれば、この改正はその時点でまた考えようといった形に修正したものになります。

こちらの内容で御了承いただければ、３月定例会議のほうでの議案提出というものを考えられてはどうかなといった内容になります。

以上です。

○齊藤委員長　ありがとうございました。

ただいまの説明に対して何かお聞きしたいことありますか。

○鈴木委員　括弧内の……

○齊藤委員長　鈴木委員。

○鈴木委員　市議会規則第１号の表って、別表出ますか。

○長岡議事調査係長　ごめんなさい、基本条例でしたか。

○齊藤委員長　討議のほうじゃないか。

○鈴木委員　第３条の説明を受けたところの括弧書きの……

○齊藤委員長　これ、協議の場ですよ。だから、普通に何々委員会って書いてある表です。

そこで議員間討議を行うので、要は議会、議場を除く全部の委員会で、なおかつ協議の場のみなんで、広聴広報委員会も含みます。

○鈴木委員　ここに別表と書いてあるので、これがあるかというだけなんですけれども。

○齊藤委員長　これはあるんですけれども、それはちょっといいですか、時間がかかるから。

○鈴木委員　出るかって聞いただけなんで。

○齊藤委員長　ああ、そうですか。

多分、何でもできるで、出せるとは思います。

○鈴木委員　出るかということだけなんです。

○齊藤委員長　はい。

じゃ、そのほかありますか。

みんな、これ、さっさとしないと、だんだん疲れてきているんで。

要は、こういうふうに議員間討議の部分を変えていきます。議会基本条例を皆さんのいただいた意見からということで、今、出してくれました。

こんな感じです。

いいですかね。

〔「はい、分かりました」と言う人あり〕

○齊藤委員長　ありがとうございます。

皆さんからいただいたものの部分と12条の部分で、新たに議員間討議及び合意形成という項目とパートナーシップの部分ですね。これを13条に当てていくという形で、こちらに掲示したものを３月の全協報告した後に、３月の定例会議の最終日に上程していきたいと思うんですけれども、よろしいですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長　じゃ、こちらで変えていきたいと思います。ありがとうございます。

じゃ、続きまして⑼ですね。議会議員政治倫理条例等の一部改正についてということで、これも

説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長　こちらは、まず地方自治法の一部を改正する法律というのが来年の施行ということで出されております。

具体的には、今ちょっと資料を出させていただいたんですけれども、このまず現行ですね。下段にあります92条の２というので、議員は、請負をするものとか、今、この現行で言うと、請負をするものとか、取締役、執行役というものにはなれませんよというような規定がまずあります。

今度は改正、上になりますけれども、２つ内容としてありまして、上の２行目のところに請負というものの下に括弧と書いてありまして、請負ってまず何なのというのがこの括弧の中で規定されています。

ちょっとここはざっくり見ていただければ大丈夫なんですけれども、そして請負から４番目、左に４行ずれていただきまして、請負をするもので、またさらに括弧って書いてあるんですけれども、この括弧の中では、まだちょっと金額がはっきり政令のほうが示されてない状況なんですけれども、全国市議会議長会のほうでは、年間、市と、まずは市と議員個人が取引をする請負をする人のうち、年間の取引額が300万円未満である人は除くという点で、議員さんも請負をする個人、ただし年間300万円未満の方であれば議員さんでいいよと。

要は、これって議員の成り手を増やすために、ちょっと範囲を広げたということになっていますというような改正がございます。

もう一個、ちょっとだけ。

これがちょっと通知になっていまして、総務大臣のですね。

まず、下にありますピンクのところですね。請負の定義ということで、なりわいとして、工事の完成もしくは作業その他の役務の給付または物件の納入その他の取引で地方公共団体が対価の支払いをすべきものを言う。

市とこういった工事とかそういった契約をしているというものを、まず請負という定義をした。

次、２番目に、毎年度、各会計年度において、支払いを受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えないものと言っているんですけれども、今のところ、議論としては300万円と言っています、この条例では。300万円を超えない、300万円未満である議員個人による請負に関する規制の対象から除くものとされた。

市と300万円であれば、その人は少額なので、議員になってもいいよというような、そんなイメージです。

ただ、ここで言っているのは議員個人による請負なので、法人にいる人とかは今までどおりです。ここは何にも変わってないです。

市と個人、議員個人が契約をしたとして、それが300万円未満であれば、議員になれますよといったものを言っています。

一応総務省の想定としては、まちの商店みたいなところが文房具とかそういうやり取りをして、少額の取引しかしてないような人は議員になっていいんじゃないのという、成り手を増やすという想定があるみたいです。

引き続きまして、次のページです。

上のところになりますけれども、ここで、下から２行目に各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当とあるんです。ということで、個人間で請負をしている方がいらっしゃれば、その状況というのを報告して、ちゃんと公表した

ほうがいいよというふうに国では言っています。

まず、前提としてここがございまして、次です。

じゃ、どういうふうに改正するのというお話なんですけれども、じゃ政治倫理条例になります。

新旧対照表、左が変えたい内容になりまして、上から行きまして、第３条ですね。こちら、議員はということで、役員とか顧問に就いた場合に、今回、議員個人の請負をした人も議員になれるということなので、「市に対する請負をする者に該当する場合は」というふうに、議員個人が請負をするという場合の人をまず追加しました。

なので、就業等報告書に、もし議員個人が市と取引をするような場合には、ここで報告、まずそういう立場に就いた場合には報告してねといったことを規定しています。

続いて、第５条です。資産報告書の提出ということで、この下線になりますけれども、「税の納付状況及び」、この後ろが追加になりまして、「市に対する請負をする者においては、その状況について資産報告書で提出をしなければならない」ということで、請負、個人請負する場合には、その状況を報告してくださいねというのを追加しております。

一番最後です。第６条の３号になりまして、こちらに、じゃ請負した内容、資産報告書に報告するための事項というものを追加しております。市に対する請負の状況、それに対する請負の対価として前年度に支払いを受けた金銭の総額、そして請負の概要、そちらについて御報告していただくようにしましょうねというのを、まずはこの条例のほうに足しております。

続きまして、最後です。

じゃ、先ほどの資産報告書で報告しましょうねということになってきていますので、次は規則のほうになりますけれども、この真ん中になります。ここに⑶ということで、今までの様式に、市に対する請負の状況という、先ほど追加した部分ですね。こちらを追加させていただきまして、もしこれに議員個人として市と取引がもしあった場合は、ここに書いていただく。

ただ、法人とかそういうのは今までどおりです。全くそこは変わらないという説明になります。

以上です。

○齊藤委員長　お疲れさまでした。

何かありますか。

今日は、国の方針に従ってきたものを市の政治倫理条例に反映させると、簡単に言うとそれだけの話で、中身は今、係長が説明したとおりです。

現状、今の市議会議員にはこれに値する人はいないんではないかという推測がされています。

鈴木委員。

○鈴木委員　ちょっといいですか。これ、今、これ、総務省。

○長岡議事調査係長　はい。

○鈴木委員　個人に対するこれで、何遍も出てきましたけれども、法人については今までどおりでいいですよと言うんですよね。

そうすると、この倫理条例をつくったときに、この個人というお話のように、法人についてもあって、そこに個人がこの法律が追加だったり変えていますよというなら分かるんだけれども、今変わったところも個人だけ入って、法人の部分がないのは、何かちょっと、じゃ法人も一緒にここにセットで入れたほうがいいんじゃないかという気がちょっとしたんですけれども、そういう考え方はないんですか、これ。

○齊藤委員長　係長。

○長岡議事調査係長　そこの分、法人の分は、まずもって制度が変わっていませんので、もう今のやつにも入っている。既に入っている状況になって

おりまして。

○鈴木委員　これはそういうことなんですか。

○長岡議事調査係長　はい。

○鈴木委員　納税証明書というのはそういうことですか。

○長岡議事調査係長　この左側の第３条のところで、議員は、継続的な収益を目的とした事業、市の認可が必要な事業の事業者の役員もしくは顧問等に就いた場合、ここら辺が法人になっている場合は出してねというのは従来どおりとなっております。

○鈴木委員　この書類はあるんだ。

○長岡議事調査係長　はい。

○鈴木委員　倫理委員になっていないので、ちょっと見ることが最近ないだけで、出ていたんだっけ。

○長岡議事調査係長　はい。

○鈴木委員　じゃ、いいんだね。

○齊藤委員長　ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長　じゃ、大丈夫ですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長　じゃ、こちらも最後、最終日のほうに上程させていただきます。

じゃ、最後になります。

⑽事務事業の適正な運営のための決議についてということです。

こちらは、読んでいただいたとおりなんですが、簡単に言うと、めって言うかどうかなんですが、また執行部のほうはいろいろとやらかしてくれております。

介護条例の一部ですね、令和４年度条例のせなかったということで、今回、前戻し、もう令和４年度は終わってしまうんですけれども、条例にのせたことにしてもらうという条例の提案をしてきます。

それは初日、先ほど言ったとおり、即決なんですが、そういったものをいいかげんにやめてくれということで、決議を議会が出しているんですが、あまり効果はないのかなと思いつつ、やったほうがいいのかどうかを皆さんに仰いで、やれと言えば、また頑張ろうかなと思うんですが、皆さん、この御意見いただければと思います。

もっと重いものないのかな。決議……

〔「決議の上以上のものってないです」と言う人あり〕

○齊藤委員長　ないですかね。

〔「スーパー決議」「間違えは、注意してもすぐ……」と言う人あり〕

○齊藤委員長　決議出しますか、出しませんか。

〔「出す」と言う人あり〕

○齊藤委員長　ありがとうございます。

じゃ、出すということで、頑張りましょう。

〔「スーパーがいいんじゃない」と言う人あり〕

○齊藤委員長　じゃ、こちらも作成して、後ろはですね……

〔「委員長」と言う人あり〕

○齊藤委員長　局長。

○増田事務局長　出すって決定した後にすみません。

私、今回これ、議運の皆さんに審議してもらおうと思ったのは、議会の議決事件というのは自治法の96条で決まっています。皆さんがつくった議会基本条例の11条、これは23年に自治法が改正されて、自治法の96条に２項ができまして、議会が定めることができるようになりました。

翻って、これまでのを見てみますと、30年。30年はこれ、契約案件なんで、96条に規定がされているものです。

令和２年、これ、土地改良法、　　96条には15項あります。その15項の中には、これですね。条例から予算から決算から、皆さんがおなじみの項

目ありますよね。

先ほどのやつは、ここの15項、法律またはこれに基づく法令により議会の権限に属する事項というのに該当します。

要は、土地改良法の中に議決要件が入っているわけですね。そういったものは、議案の取りまとめをする総務課のほうでは、この１から14については条例とか予算とかは分かっているんですけれども、それ以外のものはなかなか分からないと思いますね。

ですんで、うちのほうで自治法の180条ですね。通年議会導入するときに、市長の専決事項の指定についてというような中に土地改良法を入れましたけれども、また昨年、それが議決事件じゃなくなったんで、除きましたけれども、それはこの⑮に属しているからなんですよ。

何が申し上げたいかといいますと、土地改良法みたいに、⑮に設けたものについて決議を出したのに、今回の条例で96条ではっきりと予算とか決算とか条例とか、あと工事の請負金額とか、こんなの分かってないのは、要は役所の部課長を務める要件を私は満たしてないと思うんですよ。

この15はつらいですよ。

あと、昨年度でしたっけ。一昨年度に明許繰越の漏れたものありましたよね。あれも調べてみたら、あれは地方自治法の施行令の146条の第２項なんですね。

施行令というのは、当然自治法よりも下。自治法を冠するものですので、やはりこの自治法の96条に規定されて、なおかつこの⑮以外のものについては、やっぱりこの辺は理解してもらわないと、こういったものが漏れた場合には、決議は出す必要あるんじゃないのかなというふうに私は個人的に思っています。

土地改良法とか、この⑮に該当するものというのは、少し調べた中では、道路の認定なんか毎回出てきますけれども、道路の認定なんか、市道の認定は道路法の第８条、廃止は道路法の第10条、あとは外部監査契約の締結なんかは自治法の252条とか、指定管理も今、議案として出てきていますけれども絵、これはもう皆さんなじんじゃっていますけれども、指定管理なんか、自治法の第244条とか、そういったものもありますけれども、それはここに書いてないんで、指定管理なんかはもう馴れていますけれども、ここに書いてないこの⑮というのは、なかなか見つけるの、自分たちでも困難なのかな。

ただ、予算とか決算とか条例とかが漏れるというのは、あってはないもの。そういった人が管理職務めるというのはあり得ないことだって私は思っていますんで、個人的には出して、皆さんが決議していただいたように、出すべきだというふうに思っています。

すみません、長々と。

以上です。

〔「結論はいいですね」「結論はいいそうです」「流れはいいと」と言う人あり〕

○増田事務局長　15は分からないですよ、これ。土地改良法をずっと見ないと、たしか私の記憶では、その１年前に持っていって、それはスルーしたと言うんですよ。それで、翌年持っていったら、県の担当者が代わって、県の担当者がよく見ていて、これ、駄目ですよ、議決必要ですよと言われて、初めて気がついた。それぐらい分からないもので。

○齊藤委員長　でも、この15にこれが該当しているっていう理屈なんですか。

〔「違う違う」「条例が違います」「これ、違う」「１番は加味しているよねという話」「ばりばり入っているというやつ」「ばりばりね」と言う人あり〕

○増田事務局長　しかも、大野委員は御存じですけれども、介護保険法はこれは毎年出しているわけですよ。

〔「この議決のどれに該当するんですか」「４」「①ですよね」「①ですね」「①ですよね」「条例で制定、改廃だ」と言う人あり〕

○増田事務局長　これは３年間の保険料を軽減するというものなので、介護保険の事業計画、３年間で保険料を設けるんですけれども、それ、毎年出さなければならないものですので、なのでこれが事業者だって、事業者をやっている大野さんだって分かっている問題なんで、市の職員が出し忘れるっていうことは……

〔「これ直さないと、足りない分、もう一回請求するようになっちゃう、３年間」と言う人あり〕

○増田事務局長　条例で定めている金額じゃない保険料を今、取っているというのはあり得ない。

〔「間違った金額」「やっぱりスーパーつけたほうがいいくらいなんだな」「法律が変わったのを、それに対応してなかったということだね」「そうでしょうね」と言う人あり〕

○齊藤委員長　基本的には即決をして、その後の初日の最終日に今後５年間のものを上程して、それは常任委員会に付託するという話。

〔「もうしようがないんで、お願いしますみたいな感じ」と言う人あり〕

○齊藤委員長　どっちにしても……

○増田事務局長　委員長、それも総務課と相談したんですよ。皆さんが即決でもいいよねと言ったんで、そうすると４年度はもう過ぎちゃっているんで、速やかに修正しなければなりませんし、５年度以降の分は、予算でも何でも委員会付託が原則ですよね。なので、４年と５年は分けて上程して、４年度分は即決で、５年度分は通常どおり委員会付託して審議をすべきじゃないのかということを平井課長と話しました。

○齊藤委員長　ありがとうございます。

なので、言っても、どうせこのレベルなので、どうするって僕は言っただけなんです。

決議を出しても、応えてくれないとなったときに、もう乱発していても仕方ないと思ったんで……

〔「こういったものは、市の懲戒審議会の対象になる」と言う人あり〕

○齊藤委員長　いや、だから誰が責任取るのというところまで明示してくれという話なんですよ。

それこそ産業団地も同じですよ、もう。死活問題ですよ、普通だったら。会社だったら、とっくに飛んでますよね。

だから、誰も責任取らないみたいな感じになっているので、じゃ議会が怒ったって、何のこっちゃないですよね、書面出すだけなんで。

その後の話は、今日も市長、挨拶で言いましたけれども、あんな軽い挨拶でいいのかなって思っちゃいますけれどもね。本当親身になって謝っていただきたいというのは正直あると思います。

なので、どうしますという聞き方をしちゃったんですが……

○増田事務局長　そうですよね。これ、たしか私、一発目のときは君島寛市長で、市長の給与の減額を求める……

○齊藤委員長　ありましたね。

○増田事務局長　というのを市長は自ら出してきましたから、ああ、重く受け止めているんだなって。それを議会じゃ否決しましたよね。

〔「否決です」「あれ、怒られたんだよね。そういう理由じゃなくてね。金の理由じ

ゃないと言って私が言ったのに、何で否決しやがったんだって怒られちゃった。すみませんです」と言う人あり〕

○齊藤委員長　まあいいです。皆さん出しましょうということなので、ちょっと決議を書いて、あとはどういうふうに文言を書くかなんですけれども……

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　じゃ、こちら、出させていただきます。

これ１個だけでいいのかな。もっと増えてきそうな気もしますけれども、備えていきましょう。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　じゃ、より厳しい文面になればいいんですけれども、そこは頑張って……

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長　一応この次のページとかの資料１にこれまでの決議文が載っています。これは土地改良法の話ですね。報告がなかったというものと、あとこの１億5,000万円でしたっけ、こっちは。値段超えていたけれども、もらわなかった。議決を得なかったというやつでしたよね、２枚目のほうはね。

強く求めるものをね、強くを６回ぐらい言いますか。強く、強く、強くって。

〔「だんだんツヨシになっていっちゃう」と言う人あり〕

○齊藤委員長　それもそうなんです。失礼いたしました。

じゃ、こういうふうに作ってまいりますんで、また３月の定例会議の皆さん、常任委員会とか終わった後の全協のあたりの多分議運で文面とか見てもらって、全協までに、だからその前か。その辺までにやるようですね、はい。お示ししたいと思います。

じゃ、10番のほう閉じますね。

最後、その他です。

次回開催なんですが、係長と僕のほうで意見が割れていたんですが、係長はどうしてもということなんで、３月３日の一般質問終了後になります。まだ６日に何人か質問残っているんですけれども、土日があるので、すみません、３日の３時半終わった後に議運で、今のこの辺のあたりと、取組実行計画をまとめたもの、あと何。さっきのをもう一回精査するぐらいか。議員の定数の在り方を精査するぐらい。だから、確認ばっかりです。

３日のほうでオーケーもらえれば、その３日のやつを今度は全協に出して、最終日に臨むという形になりますので、３月３日、質問終わった後、議運があるということで、ちょっと御了承ください。

委員会室でいいのかな。

みんな終わったら、ここでお茶飲んでいそうだから、どこかでもいいなと思っているんですけれども。

〔「じゃ、委員会室にします」と言う人あり〕

○齊藤委員長　第４とかでもいいと思います。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○齊藤委員長　じゃ、そんなわけで、あと何か抜けていますか。大丈夫ですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長　すみません、長丁場で。集まって御意見をたくさんいただいて、大変ありがとうございました。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎散会の宣告

○齊藤委員長　以上をもちまして議会運営委員会の

ほうを閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会　午後　２時２６分